

2021

豊橋市公共事業景観形成ガイドライン

暮らしを豊かにする美しい公共空間をつくる



目 次

序章	はじめに	3
1.	ガイドラインの目的と位置付け	4
2.	ガイドラインの対象	5
3.	景観計画の概要とエリア図	5
4.	ガイドラインの構成と使い方	7
第1章	景観づくりの基本的な考え方	9
1.	公共事業の景観づくりの意義	10
2.	公共事業の景観づくりにおける基本事項	12
3.	デザインの主な対象要素と配慮のポイント	20
第2章	デザインの進め方	35
1.	道路のデザインの進め方	36
2.	橋梁のデザインの進め方	41
3.	河川・水路のデザインの進め方	46
4.	公園・緑地のデザインの進め方	51
5.	面的開発等のデザインの進め方	56
6.	公共建築物のデザインの進め方	62
第3章	個別施設のデザイン基準	67
1.	個別施設のデザイン基準について	68
2.	横断歩道橋（色彩基準）	69
3.	橋梁（河川に架かる橋梁の色彩基準）	72
4.	照明灯（色彩基準）	75
5.	防護柵（色彩基準）	78
6.	フェンス・防球ネット（色彩基準）	80
7.	水管橋（色彩基準）	82
8.	サイン	85
第4章	通知制度等の概要	87
1.	事前相談と通知制度	88
2.	事前相談と通知の対象行為	89
3.	景観形成基準	97
4.	手続きの流れ	97
5.	提出図書	98
参考資料		101
1.	国のガイドライン	102
2.	公共事業の推奨色	103
3.	公共事業色彩検討シート	105

序章
はじめに

1. ガイドラインの目的と位置づけ

(1) 目的

豊橋市では、誇りと愛着のある美しいまちを目指し、良好な景観形成の取り組みを進めてきました。2021年4月には、その取り組みをさらに進めるため、景観法に基づく「豊橋市景観計画」を策定しました。この計画では、本市の景観形成の目標と方針を示すとともに、建築行為等に対する景観配慮指針や景観形成基準（景観法に基づく行為の制限）、届出等の制度を示しています。

本ガイドラインは、景観計画に沿った公共事業の具体的な配慮等を示したもので、公共事業に関わる方々に、本市の景観計画に対する理解を深めていただき、地域らしく魅力ある景観づくりを促進することを目的としています。

魅力ある景観づくりにおいて、公共事業の果たす役割は極めて大きいことから、地域の特性を踏まえた創造的なデザインの取り組みを積極的に行う必要があります。本ガイドラインでは、作り手側の創意工夫を活かしながら、より地域らしい景観が育まれるよう、公共事業の種類別に景観デザインの進め方を例示しています。景観デザインを検討する際に本ガイドラインを積極的に活用していただき、豊橋らしい心地よい景観を共に育んでいきましょう。

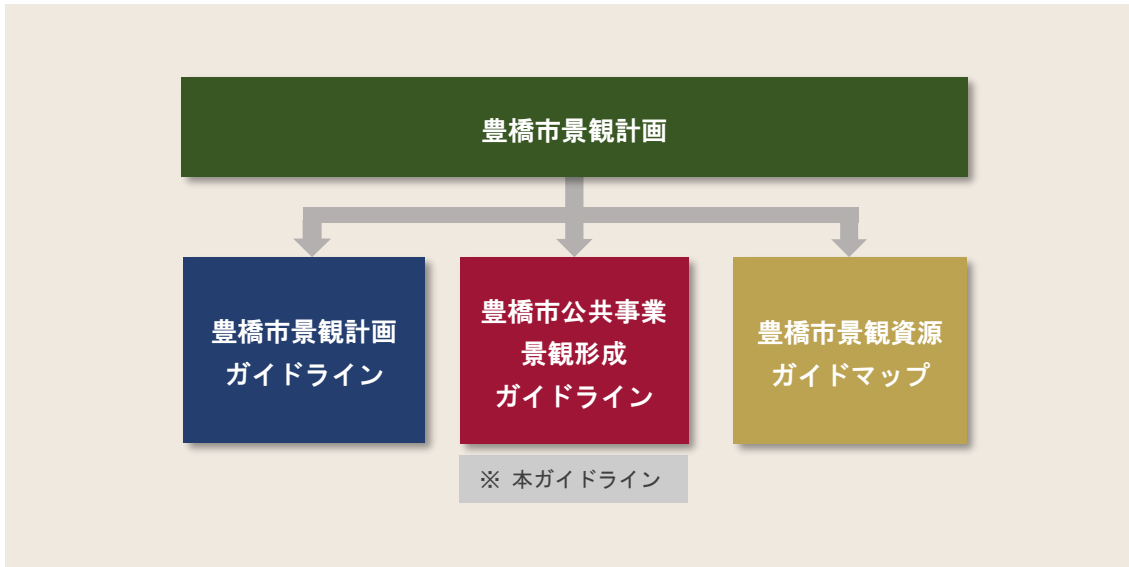
(2) 位置づけ

景観計画を補完する図書として、「豊橋市景観計画ガイドライン」、「豊橋市公共事業景観形成ガイドライン（本ガイドライン）」及び「豊橋市景観資源ガイドマップ」があります。良好な景観形成がより推進されるよう、事業の計画や設計等を行う際に、景観計画とともにこれらをあわせて活用してください。

景観計画では、一定規模を超える建築行為等に対して、豊橋市まちづくり景観条例に基づく事前協議（国又は地方公共団体は任意の事前相談）と、景観法に基づく届出（国又は地方公共団体は通知）が必要となります。事前協議や事前相談においては、ガイドラインを活用しながら、景観形成基準への適合の確認やより良好な景観形成に向けた協議を行います。法に基づく届出や通知においては、ガイドラインを参考に基準への適合の判断を行います。

また、本ガイドラインは、事前協議や届出等の対象にならない規模のものに対しても活用できるようにまとめています。小規模な施設のデザインを検討する際にも積極的に活用してください。

■ 図 本ガイドラインの位置づけ



2. ガイドラインの対象

本ガイドラインは、豊橋市をはじめ、国や地方公共団体等が市内で行う以下の公共事業を対象とします。また、民間事業者が以下の事業を行う場合も対象とします。

なお、公共建築物の建築等（新築、増築、改築、移転、外観の変更等）を行う場合は、「景観計画ガイドライン」もあわせて活用してください。

- | | | |
|--------|---------|--------|
| ①道路 | ②橋梁 | ③河川・水路 |
| ④公園・緑地 | ⑤面的開発等※ | ⑥公共建築物 |

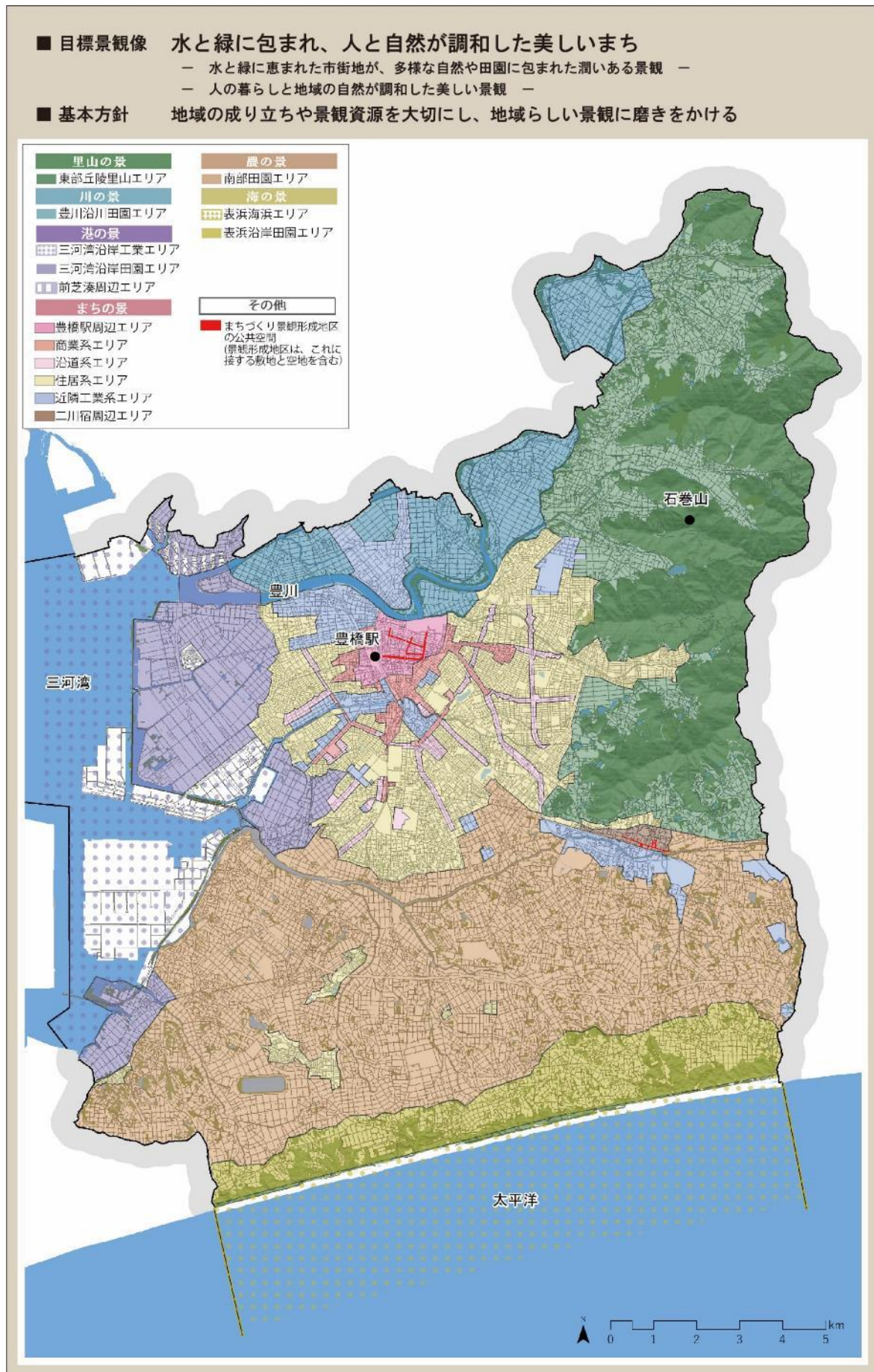
※面的開発等とは、土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業用地造成事業、土地改良事業等を言い、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む。

3. 景観計画の概要とエリア図

景観計画では、本市全体の目標景観像と基本方針を定めるとともに、土地利用や地形、自然状況などの景観特性から市域を6つの地域に区分し、地域別の方針を定めています。また、6つの地域を14のエリア（景観計画 P97～99）に細分化するとともに、石巻山眺望保全区域（景観計画 P161）と豊川水辺景観育成区域（景観計画 P164）を示し、それぞれについて景観形成の配慮指針（景観形成基準）を定めています。

事業を行う場所が、どのエリアに該当するのかを把握した上で、本ガイドラインを活用してください。

■ 図 景観計画の概要図



4. ガイドラインの構成と使い方

本ガイドラインでは、公共事業における景観づくりの基本的な考え方を示すとともに、公共事業の種類別に事業の各段階におけるデザインの具体的な進め方を例示しています。また、事前相談や通知制度等について、具体的な運用を解説しています。

公共事業に関わる担当者や設計者等の皆さんは、事業の計画や設計、手続き等の際に、対象となる部分を活用してください。

ガイドラインの構成	使い方
序章 はじめに <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドラインの目的と位置付け 2. ガイドラインの対象 3. 景観計画の概要とエリア図 4. ガイドラインの構成と使い方 	<ul style="list-style-type: none"> ●このガイドラインと景観計画の概要を確認したいとき
第1章 景観づくりの基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共事業の景観づくりの意義 2. 公共事業の景観づくりにおける基本事項 3. デザインの主な対象要素と配慮のポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共事業の景観づくりの考え方や景観配慮のポイントを確認したいとき
第2章 デザインの進め方 <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路のデザインの進め方 2. 橋梁のデザインの進め方 3. 河川・水路のデザインの進め方 4. 公園・緑地のデザインの進め方 5. 面的開発等のデザインの進め方 6. 公共建築物のデザインの進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共事業の種類に応じて、景観デザインの基本事項やデザインの進め方を確認したいとき
第3章 個別施設のデザイン基準 <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別施設のデザイン基準について 2. 横断歩道橋（色彩基準） 3. 橋梁（河川に架かる橋梁の色彩基準） 4. 照明灯（色彩基準） 5. 防護柵（色彩基準） 6. フェンス・防球ネット（色彩基準） 7. 水管橋（色彩基準） 8. サイン 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路附属物等、公共事業でよく用いられる施設の具体的な景観配慮の基準を確認したいとき
第4章 通知制度等の概要 <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前相談と通知制度 2. 事前相談と通知の対象行為 3. 景観形成基準 4. 手続の流れ 5. 提出図書 	<ul style="list-style-type: none"> ●手続きの内容や具体的な運用等を確認したいとき
参考資料 <ol style="list-style-type: none"> 1. 国のガイドライン 2. 公共事業の推奨色 3. 公共事業色彩検討シート 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省の資料や色彩検討に用いるシートを確認したいとき

第1章

景観づくりの基本的な考え方

1. 公共事業の景観づくりの意義

公共事業は、都市の基盤となる道路や河川、公園など、人々の暮らしに関わりの深い施設を整備するものです。これらの施設は、まちの骨格や景観の“地”となり、建築物等の背景になります。また、不特定多数の人々の目に触れる機会が多いことから、まちのイメージを印象づける重要な要素にもなり、質の高い公共空間は地域の価値を高めることにもつながります。そのため、公共事業は都市の景観づくりにおいて非常に重要な役割を担っています。

一般に、これらの事業は構想、計画、設計、工事と長期間にわたり、また整備後も長期にわたって維持管理を行う必要があることから、各段階において適切に景観配慮を行うことが求められます。

景観に配慮した公共事業を進めることで、後世に引き継がれる良質な資産が形成されるとともに、市民が誇りと愛着をもって暮らすことのできる心地よいまちが形成されます。



◆ 景観づくりに関するよくある勘違い

■ 建物の外観デザインは所有者の自由だ

それぞれの建物は個人や事業者の所有物であっても、その外観は地域の景観の一部で、皆が見るものです。

例えば、里地里山で派手な色彩の建物などが目立つのは、好ましい景観ではなく、地域の魅力を損ねてしまうでしょう。一方、伝統的な様式が継承されたまとまりのある集落の景観は、皆が好ましいと感じるでしょう。

特に公共施設は景観に大きな影響を与えることが多いため、担当者の好みでデザインせず、地域の価値が高まるよう、周辺との調和を大切にしてデザインしましょう。



■ 景観づくりにはお金がかかる

景観づくりは、お金をかけて着飾ることや化粧をすることではありません。

もちろん、本物の良質な素材を使うなど、デザインの質を上げるためにはお金がかかることもあります。しかし、本来、地域らしい良好な景観づくりは、場所の特徴を読み取り、その場所にふさわしいデザインを丁寧に行うことで実現されるものです。

設計者や施工者の創意と工夫で、お金をかけなくても魅力的な景観をつくるのが可能です。



■ 景観づくりは特別な地域でやるものである

歴史的なまち並みが残っている地域などは、保全すべき景観や目指すべき景観が明確で、景観づくりが進めやすい場所です。しかし、景観づくりは、こうした地域だけで行うものではありません。

景観は、地域の自然、歴史、文化、暮らしなどが目に見える環境として表れたもので、どんな場所にもあります。地域らしい、良好な景観はその地域の人々の誇りや愛着にもつながり、豊かな心を育みます。そのため、どんな地域であっても景観づくりに取り組む意義があります。



2. 公共事業の景観づくりにおける基本事項

(1) 地域性を考える

景観は、自然や地形を基盤として、そこに人々の暮らしや活動が加わり、長い歴史のなかで培われてきた文化が表出して地域性が表れます。豊橋らしい心地よい景観づくりのためには、こうした地域性を考えることが大切です。

① 自然・地形

豊橋市は、市街地が、山、川、海などの多様な自然に包まれ、地域ごとに特徴的な地形があります。事業地やその周辺の自然や地形の特性を読み解くことで、デザインの手がかりが見えてきます。

自然や地形を尊重し、それらに調和するよう施設や空間をデザインしましょう。



② 歴史・文化

豊橋には城下町、宿場町、湊町、農村など、地域ごとに異なる成り立ちの場所があります。それぞれの歴史・文化を踏まえ、新たな歴史を紡ぐという意識を持ってデザインすることが大切です。長い歴史のなかで培われてきた空間構成やまち並みの秩序を尊重するとともに、地域の伝統的な様式や素材を取り入れるなど、歴史や文化を大切にしてデザインしましょう。



③ 暮らし・生業

豊橋には、東部の里山の暮らしの景観、北部の川とともに暮らす景観、西部の海を臨む産業活動の景観、中央部の都市生活の景観、南部の大地の耕作の景観など、地域ごとに異なる暮らしや生業の景観があります。

そうした景観を意識しながら、事業地の付近において開催されるお祭りや地域の催事なども把握し、身近な暮らしの景観が豊かになるよう施設や空間をデザインしましょう。



(2) 時間の変化を考える

自然や施設の素材は、年月の経過で変化します。また、光と影は、一日の時間のなかで変化し、夜間は、照明により昼間と違った景観が現れます。

特に、長期にわたり使用される公共施設は、素材の風合いの変化や周辺環境の変化を考慮してデザインすることが大切です。

時間の変化を考えて、その特性を活かしたデザインを行い、より豊かな景観を育みましょう。

① 経年変化を考える

自然の木々は、年月の経過とともに成長し、樹形やボリュームが変化します。木や石等の自然素材は、年月の経過とともに色味や表情が変化します。こうしたエイジングの効果を活かして、より魅力ある景観を育みましょう。



② 四季の変化を考える

落葉広葉樹は、季節ごとに葉の色合いや容姿が変化します。花や実のなる木々は、美しい彩りや心地よい香りをもたらすと同時に、鳥や蝶が訪れる豊かな環境を育みます。こうした特徴を活かしながら緑をデザインし、季節の変化が楽しめる美しい景観を育みましょう。



③ 一日の時間の変化を考える

太陽の光は、昼間、様々なものに陰影を生み出します。また、明け方や夕暮れ時には、空を鮮やかに染め上げ、朝日や夕日そのものが美しい景観になります。日が沈むと、照明による光の演出が可能になります。一日の時間の変化を考えて、光と影をデザインし、より魅力ある景観を育みましょう。



(3) 空間を考える

公共事業を行う際は、公共施設そのものの形をつくるだけでなく、空間をデザインすることも大切です。それは、場所としての居心地、雰囲気、使いやすさなどの空間の質をどうするかを考えることともいえます。

空間のスケール、まとまりや広がり、質感、匂いなど、人の五感に与える影響を考えて、居心地のよい空間をデザインしましょう。

① 人の感覚を意識する

暮らしのなかで目にする施設は、人の目線からの見え方を意識し、圧迫感等のないように美しくデザインしましょう。また、人が直接利用する施設は、ヒューマンスケールな単位で空間を検討し、利用者にとって心地よいものとなるよう丁寧にデザインしましょう。



② 五感で感じる

空間の認識は視覚による影響が最も大きいといえますが、それ以外にも音、匂い、手触りや踏みごたえ、場合によってはその空間で食する味など、豊かな空間体験は全身で感じ取るものです。五感を意識して心地よい空間をデザインしましょう。



③ 境界を意識する

道路などの公共施設は、景観の“地”となる空間で、数多くの民間施設や他の公共施設とつながっています。様々な施設と調和するよう主張しすぎないニュートラルなデザインを基本にしなが、隣接する施設との一体感にも配慮して、境界周辺の空間をデザインしましょう。



(4) 関係性を考える

一つの眺めのなかにある様々なものの景観上の位置づけは、その性格や周辺景観の状況によって「主役」「脇役」「背景」の3つ捉え方があります。また、視点場（見る場所）からの距離によって、施設の見え方は「近景」「中景」「遠景」の3つの捉え方ができます。

周辺景観の状況や視点場との関係性を確認し、適切な配慮を行いましょう。

① 主役・脇役・背景

■ 主役

公共施設をランドマークとして見せるときは、主役として際立つデザインを考えましょう。単に目立つということではなく、配置や形態、色彩などに工夫をこらし、上質なデザインにすることで周辺の景観をけん引しましょう。



■ 脇役

眺めのなかに主役となる景観資源があるときは、主役を引き立てるよう、脇役としてのデザインを考えましょう。主役である景観資源の見え方を阻害せず、主役とも調和したデザインにすることで、主役とともに景観の質を高めましょう。



■ 背景

周辺に美しい自然や魅力的なまち並みなどがあるときは、周辺の景観に溶け込むよう、背景としての控えめなデザインを考えましょう。形態やスケール感はもとより、色彩や素材についても眺めの中で目立たないように配慮しましょう。



② 近景・中景・遠景

■ 近景

近景では細部のデザインまで判別することができます。部材の意匠や、仕上げの表情など、細部についても質の高いデザインとなるよう工夫しましょう。

■ 中景

中景では細部のデザインまでは判別できませんが、複数の施設の形態や色彩について周辺との関係性が意識されます。ファサードやまち並みの連続性、周辺景観との調和に配慮しましょう。

■ 遠景

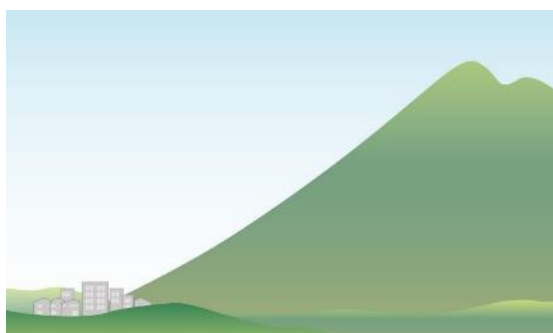
遠景では、個別の施設も大きな景観のまとまりのなかで捉えられます。シルエットや色彩が周辺のまとまりのなかで突出しないよう配慮しましょう。



近景：建築物等の細部の意匠や素材まで分かる。



中景：建築物等の形態や色彩について、まち並みや周辺との関係性が分かる。



遠景：まち並みのシルエットが周辺の景観とともに見える。

③ 見る・見られる

不特定多数の人々が利用する公共施設は、施設そのものが視対象（見る対象）になるとともに、施設の内部が視点場（見る場）にもなります。視対象として質の高いデザインにするとともに、周辺景観を眺める視点場としての空間デザインも考えましょう。



④ シークエンス

道路などの移動空間を整備する場合は、移動する人からの見え方（シークエンス）に配慮して施設をデザインすることが大切です。美しい眺めが得られるようルートや施設をデザインしたり、眺めの変化により期待感や奥行き感を演出したりすることも考えられます。



(5) 機能と美しさを一体的に考える

公共施設には、必要な機能を確保するだけでなく、美しさを兼ね備えることが求められます。機能と美しさを個別に考えるのではなく、一体のものとしてデザインすることが大切です。

① 機能美

余分な装飾をなくし、機能性を追求したシンプルな形態や構造のデザインには、機能美と呼ばれる自然な美しさが生まれます。例えば、力学的な力の流れを素直に表現した構造の橋梁がその典型です。

不特定多数の人の目に触れる機会が多く、また長期間に渡って存在し続ける公共施設は、機能美を備えた主張しすぎることのないデザインを基本としましょう。



② トータルデザイン

道路や橋梁に附属する防護柵や街路灯、公園に設置される遊具やサイン等、公共施設には多くの施設が附帯的に必要です。これらがばらばらにデザインされると、見た目がちぐはぐになるばかりでなく、使う人にとっても分かりにくい施設になってしまいます。

一貫したデザインの方針を持って総合的にデザインし、全体として調和のとれた美しい施設をつくりましょう。



3. デザインの主な対象要素と配慮のポイント

(1) スケール

施設のスケール（規模）は景観に大きな影響を与える要素です。周辺の景観を踏まえ、見え方に応じた配慮を考えましょう。

① 周辺になじむスケールを考える

周辺景観から突出した規模の施設は、違和感を生じさせる原因になります。調和のとれた景観にするため、周辺の地形や空間に対して程よいスケール感でなじませるようデザインしましょう。



② ヒューマンスケールに配慮する

人の尺度から逸脱した大きすぎる公共施設は、圧迫感や威圧感を感じさせる原因になります。大きな壁面を分節化したり、視覚的に小さく見える工夫をしたりする等、利用者である人の尺度に合わせ、親しみやすい施設となるようデザインしましょう。



(2) 配置

公共施設は規模が大きいことが多いため、景観への影響も大きくなります。そのため、施設をどこにどのように配置するかについては、周辺景観に応じて、丁寧に考えましょう。

① 地形を尊重する

自然の地形を尊重し、大きく改変しないことを基本として施設の配置を考えましょう。土地の高低差や傾斜を構造物で解消するのではなく、自然の地形になじむよう施設をデザインしましょう。



② 景観資源に配慮する

周辺や背景に景観資源がある場合は、良好な眺めを損ねないよう施設を配置するとともに、景観資源が引き立つよう施設をデザインしましょう。また、施設が景観資源を眺める視点場になる場合は、眺める場所が居心地のよい空間となるよう丁寧にデザインしましょう。



(3) 形態意匠

不特定多数の人が利用する公共施設は、奇をてらったデザインではなく、後世に伝えるべき良質なストックになり得る普遍的なデザインにしましょう。また、住民利用が主体となる公園などの施設は、地域性を表現しながら愛着を育むデザインを考えましょう。

① 周辺と調和する形態意匠を考える

同じ施設でも、形態意匠の違いによって見え方や受ける印象は大きく変わります。機能や用途からボリュームを抑えることが難しいときでも、人の視覚的な特性も踏まえて形態意匠を工夫することで、周辺景観に調和させることが可能です。



② 地域性を踏まえる

地域性を踏まえ、周辺景観と調和した地域らしいデザインを考えましょう。手がかりになるものは、例えば以下のようなものが挙げられます。

ただし、短絡的にその形態等をモチーフにするような直接的な表現は避けましょう。

地域性の手がかりとなるもの（例）		調和の工夫（例）
自然・地形	背景となる山並みや周辺の植生など	施設の形態を山並みや土地の傾斜に合わせる。
歴史・文化 まち並み	地域で培われた生活の知恵や風習、建築様式など	地域でよく見られる石材や木を用いる。
まちづくり	地域で共有されたまちづくりの方針や取組みなど	「自然と共生するまちづくり」の方針に沿って、公園の緑を在来種にし、小鳥たちの居場所となる藪を設ける。



防風や水防のために設けられた外構。地域で採れる石材や地域の環境に適した木が使われている。

(4) 色彩

景観計画では、使用できる色彩の範囲を定量的に定めています。色彩はまちの印象や人の心理に大きな影響をあたえる重要な要素であるため、地域の景観に調和した色彩を選ぶことが大切です。

色彩に関する「景観形成基準」は、景観計画 P175~179 を参照

① 色彩の基礎知識

■ マンセル表色系

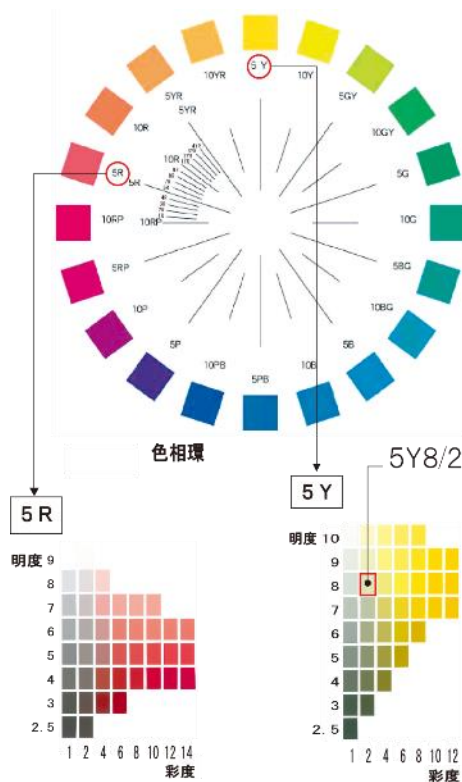
景観計画では、色彩を客観的な尺度で表す方法として、日本産業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系を用いています。

マンセル表色系では、色彩を以下の3属性により表現します。

色相：色合いを示します。R (赤)、YR(黄赤)、Y (黄)、GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP(赤紫)の 10 種類の基本色を記号で表現し、記号の前に 0 から 10 の数字をつけ、色の違いを細かく表記します。

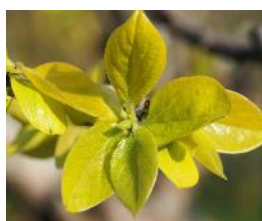
明度：色の明るさを示します。0 から 10 の数字で表現し、数字が大きくなるほど明るくなります。10 は白、0 は黒になります。

彩度：色の鮮やかさを示します。0 から 16 程度までの数字で表現し、数字が大きくなるほど鮮やかになります。最高彩度は色によって限界が異なるため、色相によって最高の数値が異なります。また、白、黒、灰色は無彩色（記号 N）といふ彩度は 0 です。



色の表示は、色相、明度、彩度の順に示します。

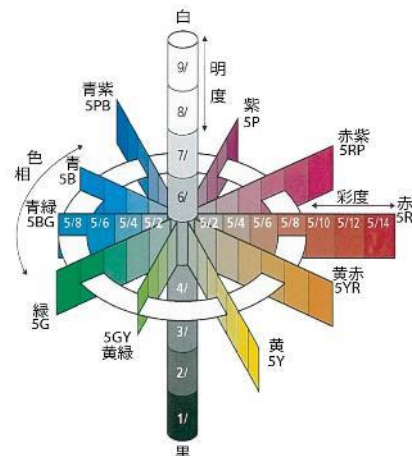
■ 表示例 **5 Y 8/2**
色相 明度 彩度



新緑：2.5GY6/6



熟れた柿：5YR7/12

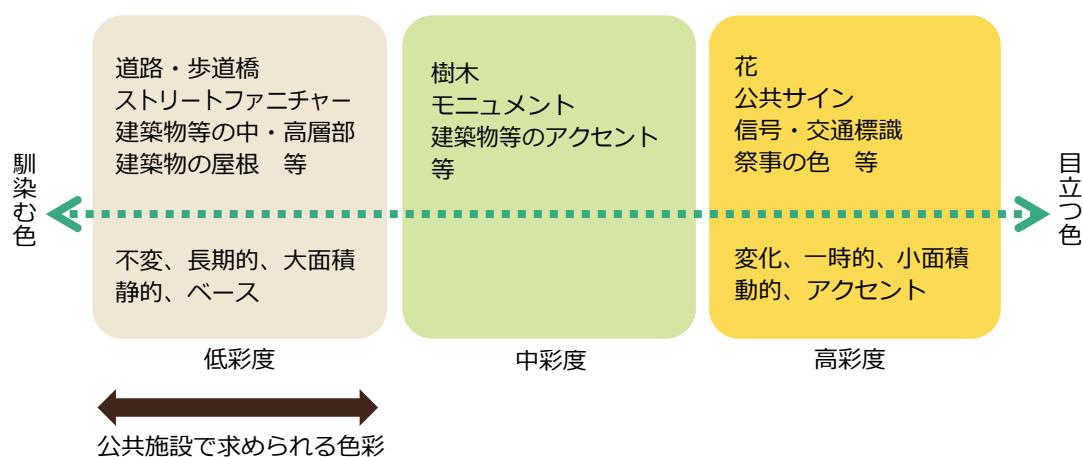


■ 目立たせるもの・なじませるもの(誘目性)

眺めのなかで、目立たせるものとなじませるものの秩序が良好に保たれていると、美しく心地よい景観と評価されます。

目立たせるべき色彩は、信号や標識のように注意喚起の情報伝達を担うもの、花や祭事の装飾のように一時的な彩を加えるものなどです。一方、なじませるべき色彩は、道路や橋梁などのように長期間にわたって存在し、景観のベースとなるものです。

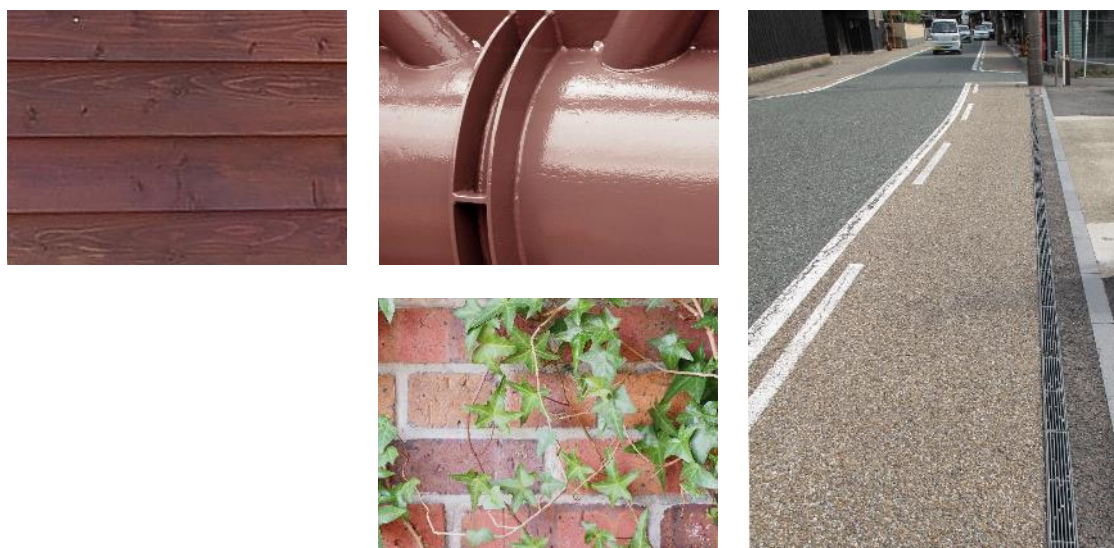
公共施設の色彩は、時代や流行にも左右されない低彩度の馴染む色を選ぶことが基本です。



■ 素材と色彩

公共事業では、道路の舗装や河川の護岸、面的整備の擁壁など、素材により色彩が決まることが多くなります。そのため、色彩を考慮して素材を選択することが大切です。

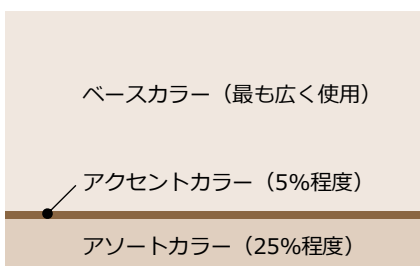
また、同じ色彩を用いても素材が異なれば、景観に与える印象も異なります。自然素材の疑似色を人工素材で用いる場合は不自然に見えることがあるため注意が必要です。



■ 配色(基調色・補助色・強調色)

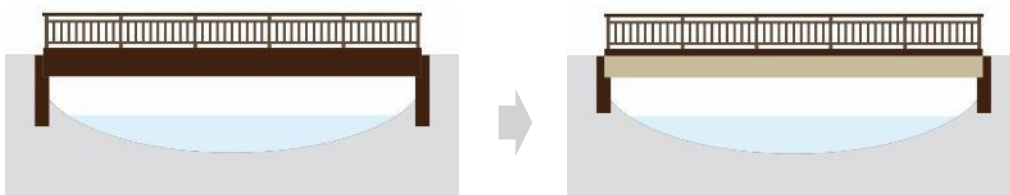
外観の配色を工夫することで、施設の印象を高めることや周辺環境に調和させることができます。複数の色を使用する場合は、基調色（ベースカラー）に対して、補助色（アソートカラー）をバランスよく配色するとよいでしょう。また、変化を生み出したい場合は、少しの強調色（アクセントカラー）を効果的に用いるとよいでしょう。ただし、景観のベースとなる道路等の公共施設では、強調色の使用は慎重に検討し、彩度の高い色彩は基本的に避けましょう。

基調色	ベースカラー	・最も大きな面積を占める色彩
補助色	アソートカラー	・スケール感の低減などに効果がある色彩 ・例えば中規模建築物の場合、各見付面積の25%程度に使用
強調色	アクセントカラー	・変化や個性を与える色彩で、低層部に用いると効果的 ・例えば中規模建築物の場合、各見付面積の5%程度に使用



左の割合は、中規模建築物を例としたイメージです。施設の規模や形態などに応じて、ふさわしい面積バランスは変わるので注意が必要です。

自然環境では、通年を通して高彩度のものはあまり見られないため、自然を背景とした場所では、彩度の高い強調色の使用は避けるようにします。



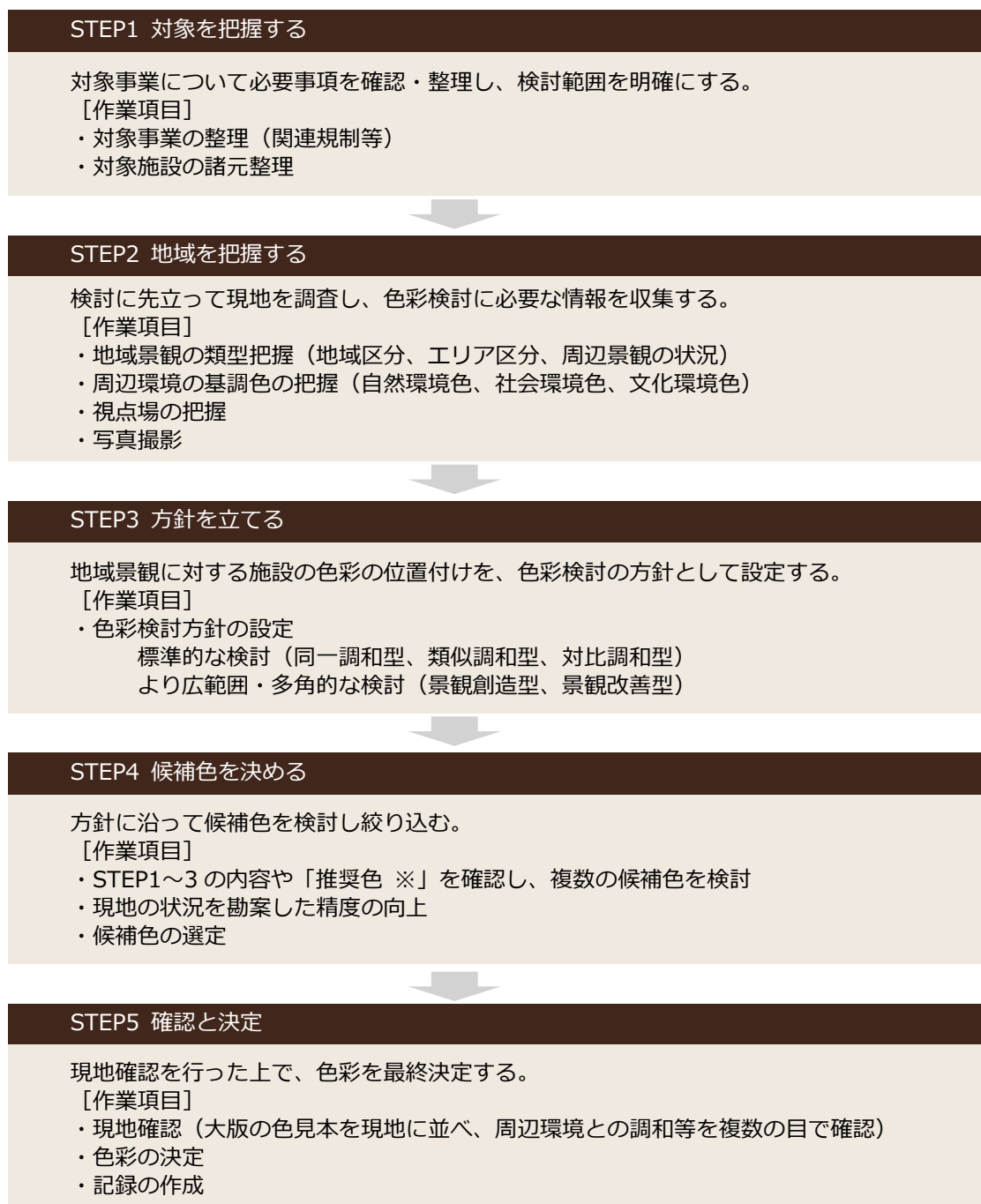
丁寧に配色することで、施設をスリムに見せたり、重量感を低減したりすることができる。

② 色彩計画の基本

■ 基本的な考え方

公共施設の色彩は、周辺環境になじむ低彩度の色彩を基本としつつ、周辺の状況や施設の特性に応じて適切な色彩を検討する必要があります。また、重要施設の色彩を決定する際には、現地に複数の大版見本を並べ、慎重に選定することが望まれます。

色彩の検討については以下の手順を進めます。必要に応じて、参考資料 p105 の「公共事業色彩検討シート」を活用してください。

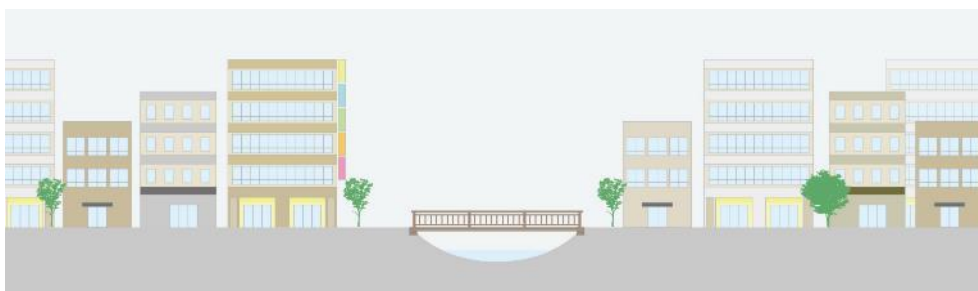


※ 推奨色：参考資料 p103 の「公共事業の推奨色」を参照

■ 地域の景観特性との調和を考える

景観計画では、景観特性により市域を大きく6つの地域（里山の景、川の景、港の景、まちの景、農の景、海の景）に区分し、さらに土地利用の状況等から14のエリアに区分しています。まずは公共事業の対象地の周辺の景観特性を把握しましょう。

地域の景観特性に調和するよう、色彩検討の方針を設定します。調和の考え方には同一調和、類似調和、対比調和などがありますが、施設の位置づけや規模、形態に応じて検討しましょう。



■ 空間全体での統一感や連続性をもたせる

建築物や土木構造物、附属施設等、複数の施設が同じ空間に設けられる場合は、個々の色彩がぶつかり合わないよう、施設全体を同一の暖色系色相で揃えたり、落ち着いた低彩度の色調でまとめたりするなど、各色の関係性を考慮して配色を組み立て、空間全体に調和が生まれるよう工夫しましょう。



◆ 色彩の豆知識

■ 騒色(そうしょく)

騒色とは、周辺景観に対して目立ちすぎて、目にする人々に不快感を与える色彩のことです。騒音がひどいと大事な話や自然の音が聞こえなかったり、不快な気分になったりするように、色が氾濫すると神経が刺激され落ち着かない気持ちになったり、自然の色や大切なサインなどに気づきにくくなります。

良好な景観づくりのため、場所や役割に応じてふさわしい色彩を考えることが大切です。

■ 言葉のイメージで色を決めない

施設の使用などの言葉から連想した色を採用すると、周辺景観と不調和になる場合があります。

例えば、水道水が通る管が青く塗られ、自然のなかで目立ちすぎていることがあります。これは「水」の言葉から「青」をイメージして塗装したものです。安易な連想によらず、周辺景観との調和に配慮して色彩を考えましょう。



改善前の青い水管橋



周辺景観と調和する色彩になった水管橋

■ 自然の緑に調和させるには

自然の緑は、葉の一枚一枚の色や表情に違いがあり、それぞれが重なりあって陰影ができるなど、全体として穏やかに見えます。また落葉広葉樹は、春は新緑で明るい黄緑色、夏は濃い緑色、秋は紅葉し赤茶色、冬は落葉し薄茶色と美しく変化していきます。

こうした自然の緑に調和させるには、緑が映える色を選ぶことが大切です。建築物や工作物を自然と調和させるには、緑を支える幹や土と同じ暖色系の色相(YR,Y)を選び、自然の緑より彩度を抑えるとよいでしょう。



春(4月)



夏(8月)



秋(10月)



冬(2月)

(5) 素材

素材を活かして丁寧にデザインすることで、景観の質を高めることができます。仕上げ材の工夫による表現はもちろん、構造材の質感をそのまま活かしたダイナミックな演出や、経年変化を活かしたデザインなど、多面的な視点から素材の可能性を探りましょう。

① 素材の風合いを活かす

素材や表面の仕上げは、細部まで判別できる近景の印象に大きな影響を与えます。

仕上げの材料は、色彩だけでなく素材の持つ質感や仕上げの表情などを総合的に考えましょう。

■ 素材や仕上げから感じられる印象の例

素 材	仕 上 げ	感じられる印象の例
木 材	木目などを活かす	伝統的／自然的／親しみのある／温かみのある
	製品として加工する	エコ／自然と技術の親和
煉 瓦 、 タイル		格調高い／風格のある／歴史のある
コンクリート ・ 石 材	凹凸がある	無骨な／重厚感のある
	円滑な仕上げ	都市的な／画一的な／整然
金 属		都市的な／洗練された／冷たい／ きらびやかな
ガラス		都市的な／先進的／軽快な／開放感のある

② 経年変化を織り込む

道路の舗装面など劣化しやすい部分や、橋梁・建築物のファサードなど目につきやすい部分については、特に経年変化を考慮した仕上げにすることが大切です。

竣工時の外観を長く保ちたいときは、経年変化が生じにくい素材を選定し、風雨の影響を和らげる工夫をします。一方、経年変化によって深みを増す素材をあえてデザインに活かすことも、魅力ある景観づくりに効果的です。



(6) 植栽

植栽は景観に潤いを与える重要な要素で、施設のデザインと一体的に考えることが大切です。緑の量だけでなく質にも配慮し、施設全体の演出を考えましょう。

① 緑の多面的な魅力を活かす

緑には視覚的な効果だけでなく、以下のような多面的な効果があります。これらの効果を活かした植栽計画を行い、魅力的な景観を育みましょう。

■ 緑の多面的な効果の例

木陰をつくる	香りや実り	いのちを育む	記念する
<ul style="list-style-type: none">・ 夏季に快適な屋外空間をつくります。・ 人が集まり、賑わいが生まれます。・ 木漏れ日は心地よさを感じさせます。	<ul style="list-style-type: none">・ 香りのある植物や果実をつける植物は、四季など時節の変化を感じさせます。	<ul style="list-style-type: none">・ 草木は、鳥類や昆虫といった生き物の住処となります。・ 多様ないのちを育みます。	<ul style="list-style-type: none">・ 寿命の長い高木等は人の営みとともに生長し、時の流れを思わせます。・ 場所の歴史や思い出を将来に残します。



② 周辺の植生や生態系に配慮する

都市における生物の多様性を確保し、人と自然が共生する豊かな暮らしにつながるよう、周辺の自然植生や既存緑地の植生に配慮し、在来種による植栽を基本としましょう。また、生物の生息地や移動の空間となるよう、緑の種類や植栽方法を丁寧に考えましょう。



③ 魅せる植栽として演出する

1本の大木を広場の中心に植えて象徴的に見せたり、連続する並木で空間に奥行感を生み出したりするなど、緑の見せ方や空間の演出意図にあわせて、樹木の大きさや樹種、樹形などを検討し、魅力的に配植しましょう。

また、屋上緑化や壁面緑化で人工物を自然になじませたり、緑視率を高めたりすることも魅力的な景観づくりに効果的です。



④ 隠す植栽として活用する

駐車場や設備などを穏やかに隠したい場合や、人工物を自然になじませたい場合は、遮蔽やカバーに緑を活用しましょう。目的にあわせて適切な緑を選んだ上で、成長を考慮しながら、適切な植栽間隔や植栽密度で配植しましょう。



⑤ つながりを考える

敷地内の緑の配置を考えるだけでなく、周辺の庭や街路樹、公園などの緑とのつながりにも配慮して、周辺を含めた良好な緑の景観をつくりましょう。日本庭園における作庭の手法を応用し、背景の山並みを借景にすることも有効です。



(7) 夜間照明

昼間の景観と合わせて、夜間の景観を演出することは、都市の魅力を一段と高めます。夜間照明は、昼間の景観以上に意図に沿った演出が可能となるため、積極的に照明デザインを考えましょう。

① 光と影をデザインする

夜間の美しい景観をつくるには、全体を均一に照らすのではなく、あえて陰影を生み出すなど、光と影をデザインすることが大切です。

ライトアップを行うにあたっては、むやみに光源を増やすのではなく、最も人の目に触れるファサードや樹木などの鉛直面の輝度を高めることで、効率的・効果的に夜間景観を演出できます。

また、橋梁や工作物等の構造体を効果的にライトアップすることで、存在感を高めたり、象徴性を演出したりすることも可能です。



② コンセプトに応じて色温度を設定する

色温度の高い白～青味がかかった光は緊張感や高揚感を、色温度の低い赤みがかかった光は落ち着きや安らぎを感じさせます。このために、色温度の違いは夜間における人々の活動にも影響を与えます。

施設の性格や周辺環境など地域の特性を踏まえつつ、景観づくりのコンセプトに応じて色温度を設定することが必要です。



地域ごとの色温度の目安



③ 照明の対象物の色味を活かす

光源の種類によっては、対象物が色褪せて見えたり、自然光（太陽の光）の下とは異なる色彩に見えたりするものもあります。魅力的な夜間景観をつくるには、自然光に近い色彩で見える演色性の高い光源を選択することも大切です。

施設の外装や樹木自体が持つ本来の色味を活かしたり、そこで活動する人の肌を美しく見せたりする照明により、生き生きとした魅力ある夜間景観をつくりましょう。



樹木の色味が活かしている照明

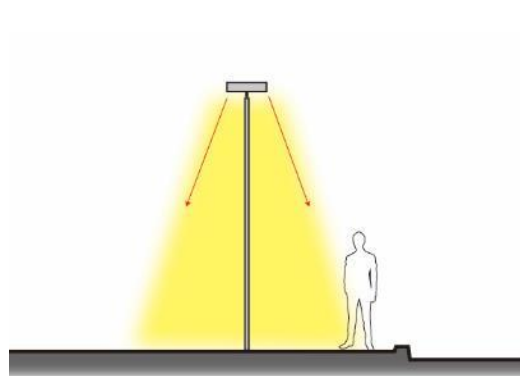
④ 不快な光を抑制する

直接目に入る光源からの光は、不快に感じるまぶしい光（グレア）です。グレアが大きいと夜間照明による演出も効果が台無しになりかねないため、照射方向の工夫やフード・ルーバー等の配光装置の活用により、グレアが抑制された快適な光環境としましょう。

また合わせて、人々の生活や動植物などに悪影響を及ぼす光害を抑制し、省エネルギーにも配慮しましょう。



グレアが大きい照明



フード・ルーバー等の配光装置の活用

第2章

デザインの進め方

1. 道路のデザインの進め方

(1) 道路のデザインの基本事項

① デザイン全般の基本事項

● 地形の尊重と自然への影響の軽減

- ・地形の改変や過度な樹林伐採を極力抑えます。また、法面の出現等による景観の阻害を軽減するため、地形を尊重し、線形や構造を選択します。

● 道路の性格・役割に応じたデザイン

- ・幅員構成の変更や現道の拡幅等を行う場合は、道路ネットワークの適切な役割分担（歩行者に特化する道路、歩行者を優先する道路、通過交通を受け持つバイパス路線等）を考慮し、道路空間の再配分や施設のデザインを行います。

● 沿道景観に応じたデザイン

- ・沿道の都市環境や自然環境に調和するよう空間構造や施設をデザインします。広告物や大型店舗等による雑然とした沿道景観が形成されやすい区間では、それらの影響を緩和するよう、緑地帯や歩道幅員等に配慮します。

● 景観資源の活用

- ・ランドマークとなる景観資源があるときは、その資源への眺望を阻害しないようにするとともに、良好な眺望が得られるよう、線形や構造を検討します。
- ・良好なシークエンス景観を形成する要素を抽出し、その景観の変化が効果的に展開するよう線形や構造を検討します。

② 道路関連施設等のデザインの基本事項

● 法面や擁壁

- ・法面や擁壁が生じる場合は、周辺の地形になじむように勾配や高さを調整します。また、緑化や自然素材の活用等により、周辺の自然になじむよう配慮します。

● 舗装(車道・歩道)

- ・走行性や歩行性、メンテナンス性への配慮にあわせて、周辺環境や道路の性格にふさわしい素材・色彩・表情とします。また、雨水の浸透性や保水性にも配慮して素材を選定します。
- ・カラー舗装や路面表示は、安全性などの機能を確保しながら、必要以上に目立つことがないものとし、国のガイドラインを踏まえて表示方法を選定します。(p104 参照)

● 街路樹等

- ・植栽計画は、道路の位置づけや、管理に関する市民参加の状況等を考慮して検討します。
- ・植栽の種類や配置は、地域の自然環境や沿道の土地利用に調和したものとし、季節感の創出にも配慮します。また、同じ道路でも、周辺の環境や眺めの状況によって、樹種や配置を適切に調整します。

● 防護柵等

- ・場所ごとに設置の必要性を検討し、設置する場合はシンプルな形状を基本とします。
- ・色彩は、周辺環境や他の道路附属物に調和させ、個別施設のデザイン基準 (p78~79 参照) に基づくものとし、します。

● 街灯等

- ・器具や支柱は、シンプルな形状を基本とします。
- ・色彩は、周辺環境や他の道路附属物と調和させ、個別施設のデザイン基準 (p75~76 参照) に基づくものとし、します。

● 標識等

- ・案内サインは、個別施設のデザイン基準 (p85~86 参照) に示した「サインデザインマニュアル」(2005, 豊橋市) に基づくものとし、します。
- ・複数のものが近接する場合は、できるだけ集約化します。

● 横断歩道橋

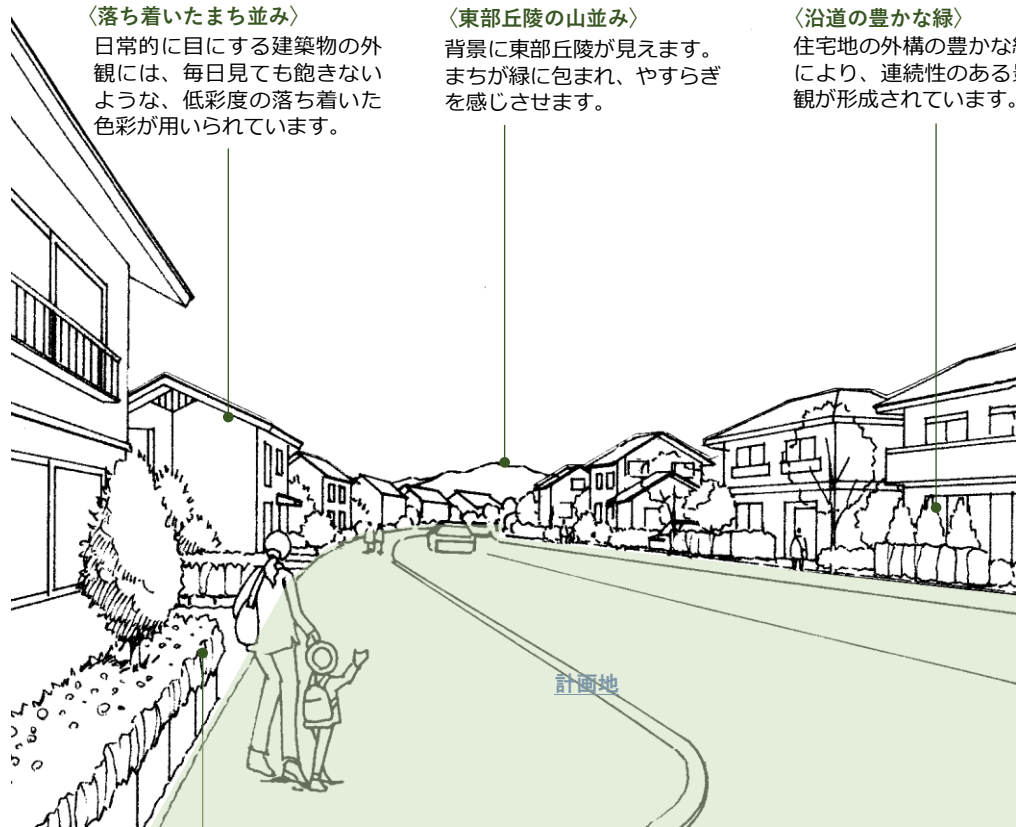
- ・形状は、圧迫感や威圧感がないものとし、周辺環境に調和したものとし、します。
- ・色彩は、個別施設のデザイン基準 (p69~71 参照) に基づくものとし、します。

(2) 道路のデザインの進め方の例（道路改良の例）

■ 構想・計画段階

① 景観の特徴を読み取る

道路周辺はどのような景観の特徴がある場所なのでしょうか？地域の成り立ちを調べ、周辺を見渡しながら景観の特徴を読み取ります。



〈落ち着いたまち並み〉

日常的に目にする建築物の外観には、毎日見ても飽きないような、低彩度の落ち着いた色彩が用いられています。

〈東部丘陵の山並み〉

背景に東部丘陵が見えます。まちが緑に包まれ、やすらぎを感じさせます。

〈沿道の豊かな緑〉

住宅地の外構の豊かな緑により、連続性のある景観が形成されています。

〈地域の憩いの場〉

地域の人たちの憩いの場である緑豊かな公園が隣接してあります。

② デザインのコンセプトを考える

①で読み取った景観の特徴を尊重し、その良さを活かすようにデザインのコンセプトを考えます。

道路の性格・役割 歩行者や自転車を優先する生活道路

市民の参加 木々や草花の管理に住民参加が可能

景観の特徴

〈沿道の豊かな緑〉

〈東部丘陵の山並み〉

〈落ち着いたまち並み〉

〈地域の憩いの場〉

デザインのコンセプト

身近に緑の潤いを感じる

穏やかな道をつくる。

■ 設計段階

① デザインのコンセプトを踏まえ、デザイン方針を考える

デザインコンセプトを踏まえて、デザイン方針を考え、細部のデザインを検討する準備をします。

デザインのコンセプト

身近に緑の潤いを感じる穏やかな道をつくる。

デザイン方針

1. 緑の潤いを感じられる道にする。
2. 東部丘陵への眺めが美しい道にする。
3. 安心して歩けるゆとりと調和のある歩道をつくる。
4. 住民参加で花や四季を楽しめる歩道にする。

② 細部をデザインする

デザイン方針1～4に沿って、具体的なデザインを検討します。デザインのポイントは「第1章 景観づくりの基本的な考え方」を参考にしてください。

東部丘陵への眺めが特に良い場所では、樹木の配置や高さを調整し、良好な眺望が得られるようにします。

東部丘陵へと視線を導く連続性のある街路樹を配置します。

歩道と車道の境界部に樹木を配置することで、潤いを創出します。



歩道はユニバーサルデザインに配慮するとともに、浸透性のある歩きやすい素材とし、周辺の住環境に調和した色彩とします。

周辺の住民が花を楽しめ育てられるよう、植栽帯を設置します。

街灯と防護柵は、シンプルなデザインとし、周辺環境に調和する落ち着いた色彩とします。

自転車通行空間の表示は、周辺環境との調和に配慮し、必要以上に目立たないようにします。

◆ NG 例

■ 道路に過剰な装飾を施した例



過剰な装飾は、飽きられやすく、人々が歩く空間としても目障りになります。また、デザインに必然性がなかったり、稚拙であったりすると多くの人々に受け入れられません。

■ 道路擁壁が寂しいと絵を描いた例



絵は自然やまち並みに調和しづらく、好き嫌いが分かれるため皆が見る空間にふさわしくありません。また、年月の経過でみすぼらしくなり、交通安全上も望ましくありません。

◆ 景観の魅力アップの工夫

■ 涼しい舗装が、眺めを心地よくする



夏の日差しは路面を熱くします。保水性のある舗装材は、水の蒸散により熱さを和らげます。歩く環境が快適になれば、見える景色も心地よくなるでしょう。

■ みんなで育む道をつくる



きれいな花が彩る道や生き生きとした並木道など、みんなで育む緑の道は、暮らしの環境を豊かにし、まちの誇りになるでしょう。

■ 思い出になる道をつくる



四季の変化がある道やきれいな夕日が見える道など、いつもの道の景観が、美しいものであるならば、心に残る風景となり、まちへの愛着が高まるでしょう。

■ 道の歴史と文化を活かす



歴史のある道には、長い間に蓄積された文化や資源が眠っています。それらを活かしながら道のデザインを行うと、趣のある景観が生まれるでしょう。

■ 施工段階

● 現場での景観配慮の調整

〈樹木の配置や向きについて〉

- ・ 街路樹を植栽する場合は、通行の安全性に配慮しながら、歩行者やドライバー等から美しい眺めが得られるよう、配置や向きを調整します。
- ・ 配置や向きは、樹形や枝ぶりを観察した上で、将来の成長や剪定も想定し、丁寧に調整します。

〈街灯の配置等について〉

- ・ 周辺に景観資源がある場合は、その眺めに影響のないよう配置を調整します。
- ・ 近隣に住宅等がある場合は、住環境等に影響のないよう灯具の角度等を調整します。

● 周辺の自然環境への配慮

- ・ 地形や自然の改変を伴う場合は、可能な範囲で自然の復元に努めます。

■ 維持管理段階

● 設計意図に基づく適切な維持管理

〈舗装・道路附属物の管理について〉

- ・ インターロッキング等の舗装材料や防護柵・街灯等の道路附属物を取り替えたり塗装したりする場合は、改めて周辺環境を観察し、当初の設計意図も考慮しながら、より望ましい景観となるよう素材や色彩等を検討します。

〈樹木の剪定について〉

- ・ 街路樹の成長により、景観資源への良好な眺望が損なわれないよう、あらかじめ配慮が必要な場所や樹木を特定しておき、適切に剪定等を行います。
- ・ 剪定は、樹木の生育や周辺への影響、維持管理の負担等に配慮しながら、できるだけ美しい樹形となるよう配慮します。

● 市民等の関わりを考える

- ・ 緑の管理や道路空間の活用について、市民の参加状況等を考慮しながら、その時々に合わせて適切に対応します。



2. 橋梁のデザインの進め方

(1) 橋梁のデザインの基本事項

① デザイン全般の基本事項

● 橋梁自体の美しさ考えたデザイン

- ・ 橋梁や高架橋は、機能性や構造の必然性を重視しながら、過度な装飾を避けたシンプルなデザインにすることを基本とします。特にランドマークとなる場合は、地域の良好な景観を創出するよう、橋梁自体を周辺景観に調和した美しいデザインとし、ディテールについても丁寧に検討し、質が高く、長く大切にされるデザインとします。

● 地形の尊重と自然への影響の軽減

- ・ 自然の地形や植生を大切に、橋台や橋脚周りは、自然の地形や植生にできるだけ馴染ませます。

● 暮らしの環境に配慮したデザイン

- ・ 人々の暮らしに近い環境では、橋の側面をスリムに見せる工夫を行うなど、圧迫感の低減やまち並みのスケールとの調和に配慮したデザインとします。また、配水管や遮音壁などの附属物についても、周辺環境や橋梁本体と調和するよう丁寧にデザインします。

② 橋梁関連施設等のデザインの基本事項

● 橋台・橋脚・橋桁

- ・ 橋全体のプロポーションが整うよう、上部工と下部工を一体的にデザインします。
- ・ 橋台や橋脚は、周辺環境になじむように構造体の仕上げや表情等に配慮します。
- ・ 桁の色彩は、個別施設のデザイン基準（p72～74 参照）に基づくものとします。

● 高欄・防護柵

- ・ 橋梁全体の見え方に影響するため、形状や材質などについて、橋梁本体と一体的にデザインします。また、接続する道路の防護柵との調和にも配慮します。
- ・ 公園内の橋梁や歩行者の視点場となる橋梁では、人にやさしいデザインとし、ディテールや触り心地にも配慮します。
- ・ 色彩は、個別施設のデザイン基準（p72～74 参照）に基づくものとします。

● 舗装(車道・歩道)

- ・ 走行性や歩行性に配慮するとともに、周辺環境や接続する道路の舗装と調和した素材・色彩・表情とします。

● 街灯等

- ・ 周辺環境や橋梁本体と調和したデザインとし、色彩は高欄等と調和したものとします。

(2) 橋梁のデザインの進め方の例（橋梁の架け替えの例）

■ 構想・計画段階

① 景観の特徴を読み取る

橋梁周辺はどのような景観の特徴がある場所なのでしょうか？地域の成り立ちを調べ、周辺を見渡しながらか景観の特徴を読み取ります。

〈緑豊かなまち並み〉

家々の敷地には木々や草花が植えられ、緑豊かなまち並みになっています。

〈東部丘陵の眺め〉

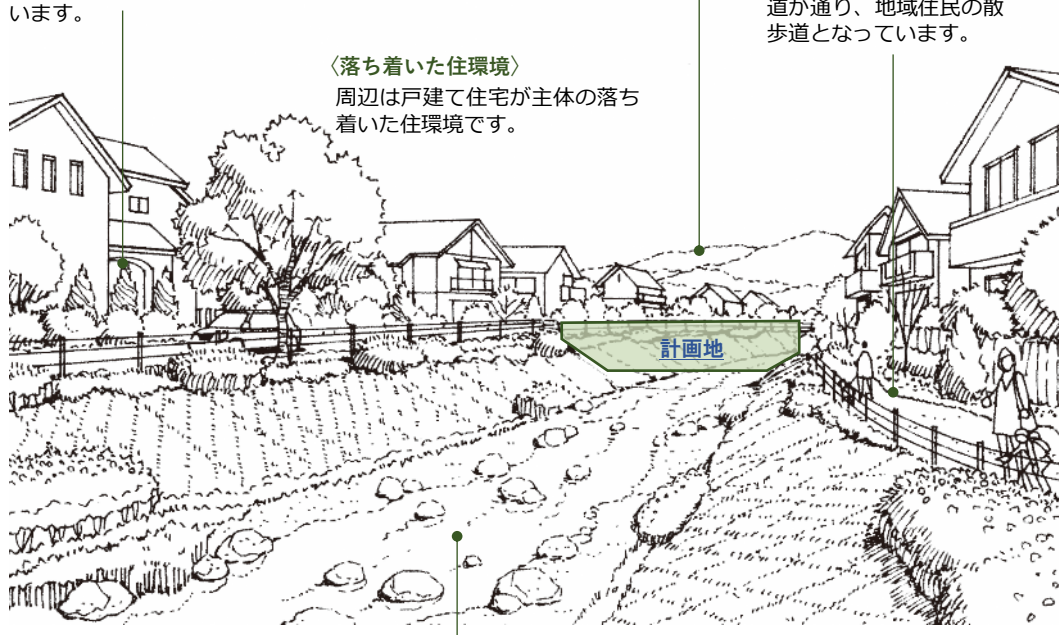
背景に東部丘陵の美しい山並みが見えます。

〈散歩道〉

川沿いには、ヒューマンスケールの歩行者優先の道が通り、地域住民の散歩道となっています。

〈落ち着いた住環境〉

周辺は戸建て住宅が主体の落ち着いた住環境です。



〈潤いある水辺〉

身近に自然を感じることで、潤いある水辺の空間があります。

② デザインのコンセプトを考える

①で読み取った景観の特徴を尊重し、その良さを活かすようにデザインのコンセプトを考えます。

橋梁の性格・役割 地域住民の生活道路に接続する橋
周辺住民が散歩道や通学路として利用

景観の特徴

- 〈東部丘陵の眺め〉
- 〈落ち着いた住環境〉
- 〈緑豊かなまち並み〉
- 〈散歩道〉
- 〈潤いある水辺〉

デザインのコンセプト

緑に包まれた住環境に調和し、
住民の暮らしを豊かにする空間をつくる。

■ 設計段階

① デザインのコンセプトを踏まえ、デザイン方針を考える

デザインコンセプトを踏まえて、デザイン方針を考え、細部のデザインを検討する準備をします。

デザインのコンセプト

緑に包まれた住環境に調和し、住民の暮らしを豊かにする空間をつくる。

デザイン方針

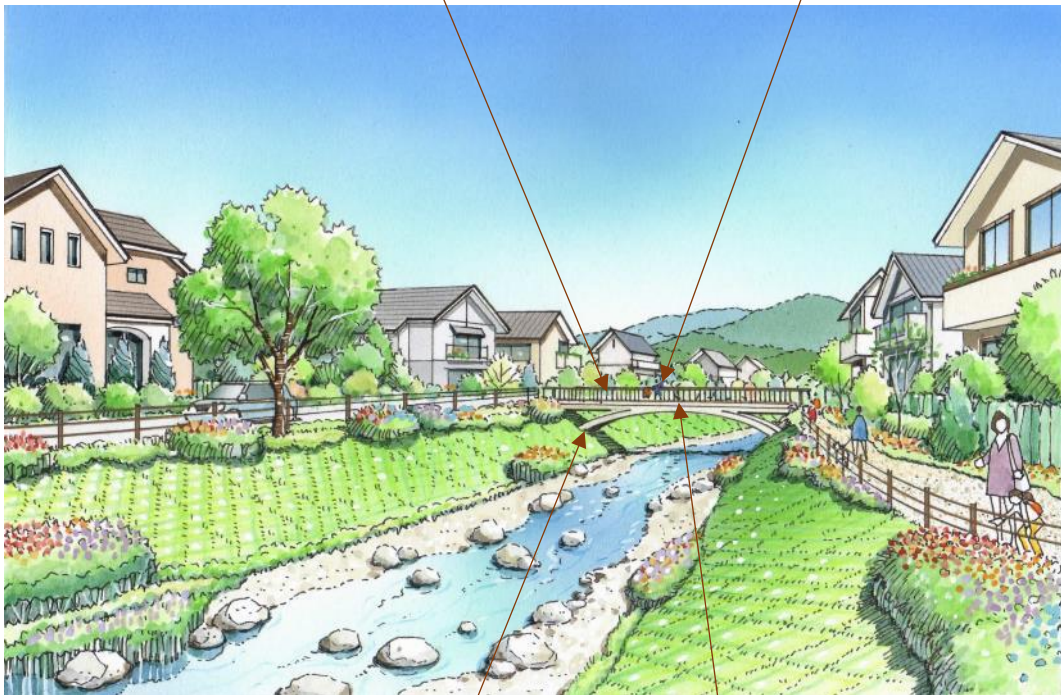
1. 山並みを眺める視点場としてデザインする。
2. 豊かな住環境を創出する美しいデザインとする。
3. 周辺の緑に調和し、散歩道の連続性にも配慮したデザインとする。

② 細部をデザインする

デザイン方針1～3に沿って、具体的なデザインを検討します。デザインのポイントは「第1章 景観づくりの基本的な考え方」を参考にしてください。

高欄は見通しのきくシンプルなデザインとし、自然や周辺の防護柵に調和するダークブラウン色とします。

橋上は美しい山並みが心地よく眺められる場になるよう、人にやさしいデザインとします。高欄は触り心地の良いデザインとし、歩道部の路面は穏やかな色彩とします。

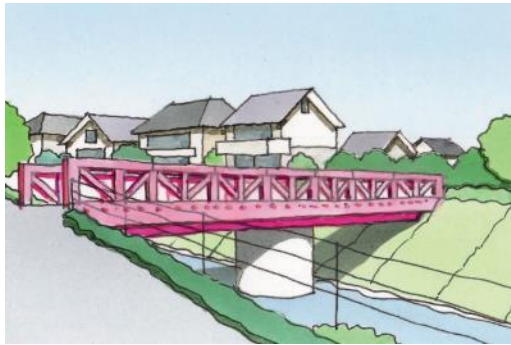


橋台や橋脚は、コンクリートの露出を最小限に抑え、表面が周辺環境になじむように配慮します。

橋梁本体は暮らしの空間を豊かにし、見通しを妨げないシンプルでやさしい形状とします。色彩は自然になじむベージュ色とします。

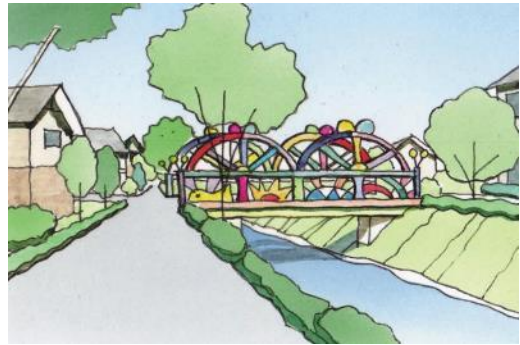
◆ NG例

■ 橋梁を派手な色彩で塗装した例



穏やかな住環境や自然環境のなかで、突出した色彩は、景観を混乱させてしまいます。また、水辺の自然の美しさや微妙な変化を台無しにしてしまいます。

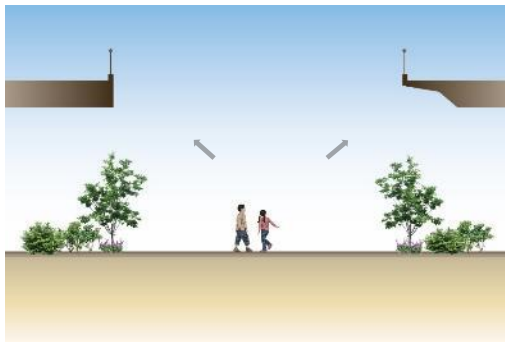
■ 橋梁に奇抜なデザインを施した例



奇抜なデザインは飽きられやすく、景観を混乱させます。また、水辺の自然の美しさを損ねてしまいます。長く愛される、シンプルで美しいデザインが望まれます。

◆ 景観の魅力アップの工夫

■ 橋の側面をスリムに見せる



橋桁から床版を張り出すと、橋の側面がスリムに見え、重たい橋の存在が、軽やかになります。ヒューマンスケールな空間づくりに有効です。

■ アーチで印象的な景観をつくる



眺めに物足りなさを感じる時、直線的な橋ではなく、アーチ橋を架けてみましょう。優雅なカーブは、美しい景観を生み出すでしょう。

■ 橋を眺める場をつくる



橋を眺める対象として見てみましょう。ちょっと違った角度から見ると、面白い景観があるかもしれません。そんな場所には、眺める場所をつくりましょう。

■ 橋の歴史を引き継ぐ



橋は昔から、人と文化の交流に大きな役割を果たしてきました。橋を架けかえる時、そうした歴史を振り返り、記憶を引き継ぐデザインを考えてみましょう。

■ 施工段階

● 現場での景観配慮の調整

- ・ 桁や高欄の色彩を決める場合は、現地に大版の色見本を複数並べて比較検討し、周辺環境との調和を確認した上で決定します。

● 周辺の自然環境への配慮

- ・ 工事のために自然の地形や植生の改変がある場合は、可能な範囲で、改変した箇所の復元に努めます。

■ 維持管理段階

● 設計意図に基づく適切な維持管理

- ・ 桁の塗装や高欄の取り替えを行う場合は、改めて周辺環境を観察し、当初の設計意図も考慮しながら、より望ましい景観となるよう色彩等を検討します。
- ・ 損傷が見受けられる箇所の補修、補強や防錆性確保のための定期的な塗装など、定期的に点検、調査、補修などを行います。



3. 河川・水路のデザインの進め方

(1) 河川・水路のデザインの基本事項

① デザイン全般の基本事項

● 自然本来の姿を尊重したデザイン

- ・ 自然の営みがつくりだす多様で変化のある姿を尊重し、自然豊かな景観づくりに努めます。

● 人の関わりを大切にしたデザイン

- ・ 長い年月をかけてつくられてきた治水や利水の仕組みなど、人が川とともに作りあげてきた歴史と文化の環境に配慮します。
- ・ 水辺の自然に親しむことができ、また、美しい眺めが得られる、心地よい空間づくりに努めます。

● 生態系に配慮したデザイン

- ・ 多様な生物の生息・生育環境の保全・再生に努め、周辺の自然環境に調和したデザインとします。

② 河川・水路関連施設等のデザインの基本事項

● 堤防周辺

〈植栽〉

- ・ 都市における水と緑のネットワークを考慮し、在来種を活用するなど、生態系に配慮した緑化を行います。
- ・ 良好な眺めが得られるよう、周辺の眺めを意識して木々の配置を考えると同時に、季節の変化が感じられるように配慮します。

〈防護柵等〉

- ・ 場所ごとに設置に必要性を検討し、設置する場合はシンプルな形状を基本とします。
- ・ 色彩は、周辺環境や周辺道路の防護柵等と調和させ、個別施設のデザイン基準(p78~79参照)に基づくものとします。

〈街灯等〉

- ・ 器具や支柱は、シンプルな形状を基本とします。
- ・ 色彩は、周辺環境や防護柵等と調和したものとし、個別施設のデザイン基準(p75~77参照)に基づくものとします。

● 護岸

- ・ 治水機能を確認しつつ、生態系や親水性に配慮した形態や素材とします。コンクリートを用いる場合は、自然になじむように表面の仕上げなどを工夫します。

● 高水敷

〈通路舗装等〉

- ・ 高水敷は緑化を基本とし、舗装を行う場合は、自然に調和する素材や色彩とします。

〈階段等〉

- ・ 水辺に近づく施設として、安全性に配慮した形態にするとともに、自然に調和した素材や色彩とします。コンクリートを用いる場合は、自然になじむよう表面の仕上げを工夫します。

● 附帯施設等

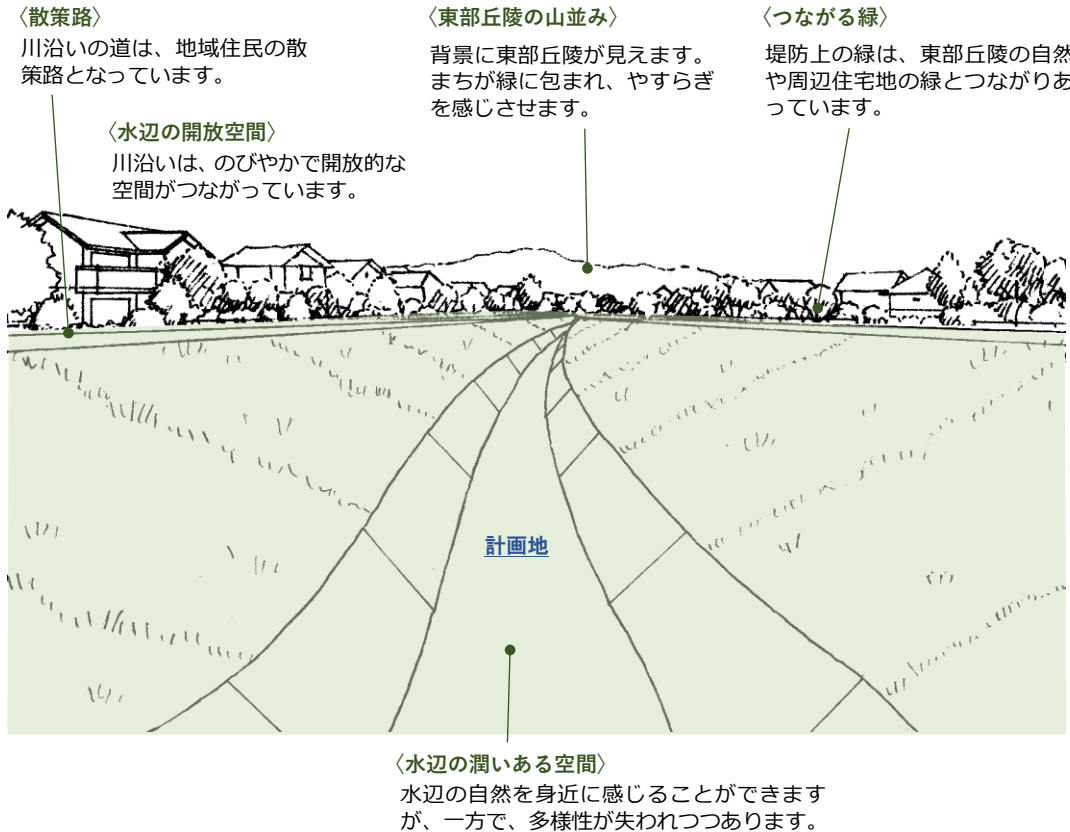
- ・ 樋門や堰などの施設は、威圧感や圧迫感を抑え、シンプルなデザインとします。
- ・ 色彩は青色を避け、自然や周辺の施設に調和する穏やかな色とします。
- ・ サインの設置は必要最小限とし、設置する場合は、眺めを遮らない配置や高さ、形状とします。また、情報は必要最小限とし、自然に調和する色彩とします。

(2) 河川・水路のデザインの進め方の例（河川改修の例）

■ 構想・計画段階

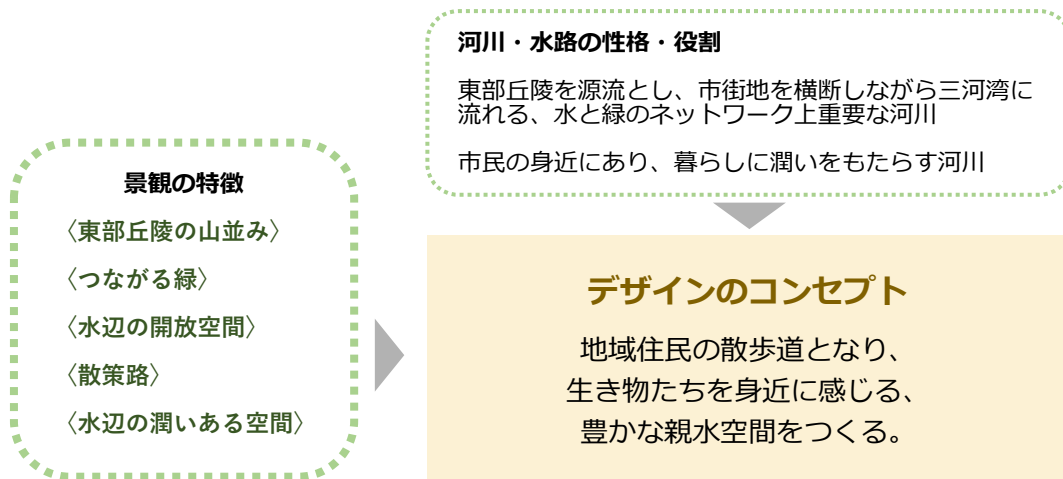
① 景観の特徴を読み取る

河川・水路周辺はどのような景観の特徴がある場所なのでしょうか？地域の成り立ちを調べ、周辺を見渡しながらか景観の特徴を読み取ります。



② デザインのコンセプトを考える

①で読み取った景観の特徴を尊重し、その良さを活かすようにデザインのコンセプトを考えます。



■ 設計段階

① デザインのコンセプトを踏まえ、デザイン方針を考える

デザインコンセプトを踏まえて、デザイン方針を考え、細部のデザインを検討する準備をします。

デザインのコンセプト

地域住民の散歩道となり、生き物たちを身近に感じる、豊かな親水空間をつくる。

デザイン方針

1. 既存樹の活用や護岸の緑化により、うるおいある空間を創出する。
2. 高水敷に散策路を設け、美しい眺めが得られる空間をつくる。
3. 自生種の活用などにより、多様な生物が生息できる環境をつくる。
4. 自然が引き立つよう、構造物は自然に溶け込むデザインとする。

② 細部をデザインする

デザイン方針1～4に沿って、具体的なデザインを検討します。デザインのポイントは「第1章 景観づくりの基本的な考え方」を参考にしてください。

防護柵は見透しのきくシンプルなデザインとし、自然や周辺の防護柵に調和するダークブラウン色とします。

既存の樹木を保全し、東部丘陵や周辺の住宅地と緑のつながりをもたせます。

高水敷には、ゆったりと歩ける散策路を設けます。仕上げは自然になじむ土系の舗装とします。

街灯はシンプルで落ち着いたデザインとし、木々や防護柵に調和するダークブラウン色とします。



散策路沿いに、四季の変化を感じられる植栽をします。

護岸は、自生種による緑化護岸とし、生態系に配慮しながらうるおいある空間を創出します。

水際は自然石や水生植物を用いて自然な水際線とし、自然の変化に委ねながら多様な生物を育むようにします。

◆ NG 例

■ 河川の遊歩道に派手な色彩を施した例



桜の花は、ほのかな淡い色合いです。また、自然の花は、鮮やかな色のものでも、一時に咲く小さなものです。人工的で派手な色彩は、そうした自然の美しさを台無しにしてしまいます。

■ 護岸に即物的なイラストを描いた例



河川では、本来、水の流れや水辺の自然が美しく見えることが大切です。護岸や柵に絵を描くのではなく、自然が引き立つようにすることが大切です。絵は劣化し、景観を損ねる要因にもなります。

◆ 景観の魅力アップの工夫

■ 既存樹を活かし印象的な景観をつくる



高水敷や堤防にある既存樹を活かすことで、印象的な景観を生み出すことができます。

■ 木陰のある居心地の良い場をつくる



河畔の木々を選びながら環境づくりを行うことで、木陰の下でくつろげる居心地の良い空間ができるでしょう。

■ 河畔に心地よい散歩道をつくる



河畔の自然や眺めを活かしながら、心地よい散歩道をつくることで、人々の暮らしは健康的で豊かになるでしょう。

■ 生き生きとした水辺の景観をつくる



生き物たちの暮らしが見え、四季の変化が感じられる水辺は、心を豊かにしてくれるでしょう。

■ 施工段階

● 現場での景観配慮の調整

〈樹木の配置や向きについて〉

- ・ 堤防沿いに植栽を配置する場合は、歩行者から美しい景観が眺められるよう、配置や向きを調整します。
- ・ 配置や向きは、樹形や枝ぶりを観察した上で、将来の成長や剪定も想定し、丁寧に調整します。

〈景石や飛び石等の配置について〉

- ・ 景石や飛び石等の野面（のずら）石を設置する場合は、石を置く向きや大きさなど、より自然な姿に見えるよう、現場にて様々な角度から確認しながら調整します。

■ 維持管理段階

● 設計意図に基づく適切な維持管理

〈防護柵等の管理について〉

- ・ 防護柵や街灯、附帯施設等を取り替えたり塗装したりする場合は、改めて周辺環境を観察し、当初の設計意図も考慮しながら、より望ましい景観となるよう素材や色彩等を検討します。

〈樹木の剪定について〉

- ・ 沿川の樹木の成長により、景観資源への良好な眺望が損なわれないよう、あらかじめ配慮が必要な場所や樹木を特定しておき、適切に剪定等を行います。
- ・ 剪定は、樹木の生育や周辺への影響、維持管理の負担等に配慮しながら、できるだけ美しい樹形となるよう配慮します。

● 自然環境に配慮した維持管理

- ・ 成長が早い外来植物等は、在来植物を駆逐することがあることから、水辺の良好な生態系を維持するために、定期的な調査を行い、適切に管理します。



4. 公園・緑地のデザインの進め方

(1) 公園・緑地のデザインの基本事項

① デザイン全般の基本事項

● 緑のネットワークの創出

- 公園や緑地は、市街地から自然地域まで様々な場所に整備されます。緑の景観のつながりや、生物の移動・多様性といった視点を考慮し、相互に補完し合いながら、良好な緑のネットワークが形成されるようにデザインします。

● 役割に応じた魅力ある空間の創出

- 公園・緑地には、近隣住民を対象とした公園やスポーツ施設を伴う総合公園など、様々な種類のものがあります。それぞれの役割に応じた景観配慮を行い、魅力ある空間をデザインします。

● 豊かな生態系を育む

- 公園・緑地は、地域の自然環境を保全・育成するために重要な場所です。それぞれの立地を踏まえ、地域の植生や生物に配慮した緑化等を行い、豊かな生態系を育みます。

② 公園・緑地関連施設等のデザインの基本事項

● 地形・園路

- 地形は、自然地においては自然の地形を活かし、都市部においては適度に変化をもたせ、心地よい空間をつくります。
- 園路は、地形や眺めに配慮して配置し、自然になじむ素材や色彩とします。また、雨水の浸透性や保水性にも配慮して、素材を選定します。

● 植栽

- 水と緑のネットワークを考慮し、在来種を活用するなど、生態系に配慮した緑化を行います。
- 良好な眺めが得られるよう、周辺の眺めを意識して木々の配置を考えるとともに、季節の変化が感じられるように樹種等を選択します。
- 維持管理に配慮しながら、高木や中木、低木、地被類、草花などを組み合わせ、緑視率の高い立体感のある植栽に努めます。
- 計画地に既存樹木等がある場合は、それらを活かした整備に努めます。
- 古木や大木を大切にするとともに、大きな木を育むように努めます。

● 公園内施設

〈建築物・サイン等〉

- 建築物は、公園・緑地の特性にあわせるとともに、地域に調和したデザインとします。
- 東屋やベンチ等の休憩施設は、良好な眺めが得られる場所に配置し、心地よく休息できるよう丁寧にデザインします。
- サインは、公園・緑地の特性にあわせた外形や素材とし、表示面も丁寧にデザインします。

〈遊具等〉

- 遊具は、華美なデザインは避け、周辺の景観から突出しない色彩とします。
- 遊具の周辺には、木陰やベンチをつくるなど、子どもを見守る人たちが快適に過ごせるように配慮します。

〈照明等〉

- 公園・緑地の特性にあわせて、ふさわしい照明計画を行います。夜間利用の多い公園では、街灯以外に足元照明や木々のライトアップを行うなど、魅力ある夜景づくりに配慮します。
- 器具や支柱は、公園・緑地の特性にあわせてデザインします。色彩は、個別施設のデザイン基準（p75～77 参照）に基づくものとします。

〈フェンス等〉

- フェンスは植栽で対応できない場合に設置するものとし、シンプルな形状を基本とします。
- 色彩は、個別施設のデザイン基準（p80～81 参照）に基づくものとします。

(2) 公園・緑地のデザインの進め方の例（公園の改修の例）

■ 構想・計画段階

① 景観の特徴を読み取る

公園周辺はどのような景観の特徴がある場所なのでしょうか？地域の成り立ちを調べ、周辺を見渡しながらか景観の特徴を読み取ります。

〈大きな木〉

既存の大きな木が心地よい緑陰をつくりだしています。

〈東部丘陵の眺め〉

東部丘陵の美しい山並みが見え、やすらぎを感じます。

〈季節を感じる木々〉

公園の外周に花木や紅葉する樹木などがあります。



② デザインのコンセプトを考える

①で読み取った景観の特徴を尊重し、その良さを活かすようにデザインのコンセプトを考えます。

公園の性格・役割 主に近隣の住民が利用する公園
散歩や遊びなど多様な世代の憩いの場

景観の特徴

〈東部丘陵の眺め〉
〈大きな木〉
〈季節を感じる木々〉
〈緑豊かな住宅地〉

デザインのコンセプト

ふるさとも感じながら、
多様な世代がゆったりと時を過ごせる
憩いの空間をつくる。

■ 設計段階

① デザインのコンセプトを踏まえ、デザイン方針を考える

デザインコンセプトを踏まえて、デザイン方針を考え、細部のデザインを検討する準備をします。

デザインのコンセプト

ふるさとも感じながら、多様な世代がゆったりと時を過ごせる憩いの空間をつくる。

デザイン方針

1. 東部丘陵が心地よく眺められる場をデザインする。
2. 既存の木々を保存しながら、周辺とつながりをもった潤いある空間をつくる。
3. 個々の施設と空間は、自然に調和し、心地よく感じられるようデザインする
4. 生態系に配慮しながら、身近な自然に触れあえる環境をつくる。

② 細部をデザインする

デザイン方針1～4に沿って、具体的なデザインを検討します。デザインのポイントは「第1章 景観づくりの基本的な考え方」を参考にしてください。

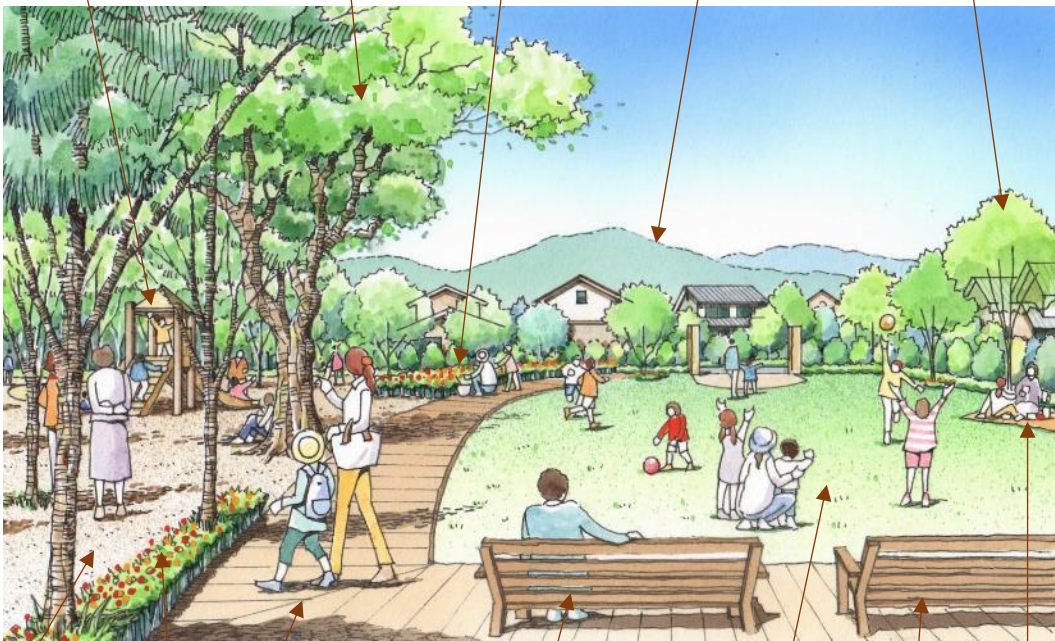
緑に包まれた空間に遊具を配置します。色彩は周辺環境から突出しないようにします。

大きな木を保存し、地域のシンボルとなるよう育みます。

住民が花を楽しみ育てられるよう、花壇を設けます。

東部丘陵の眺めを活かし、ふるさとも感じるやすらぎのある空間を創出します。

既存の木々を活かしながら、園内の植栽を行い、緑のつながりをもたせます。



自然の土の地面とし、子供たちが身近な自然に触れあえるようにします。

四季の移ろいを感じられる自生種を植栽します。

園路はユニバーサルデザインに配慮するとともに、雨水の浸透性のある素材とし、自然に調和する色彩とします。

大きな木の位置を意識しながら、山が最も美しく見える場所にベンチを配置します。園内の木々や施設は、ここからの眺めを引き立てるよう配置します。

ゆったりとくつろぎ遊べる広場空間を設けます。

ベンチは心地よく座れる形状とし、座面や背もたれは木とします。

木陰のあるくつろぎのスペースをつくります。

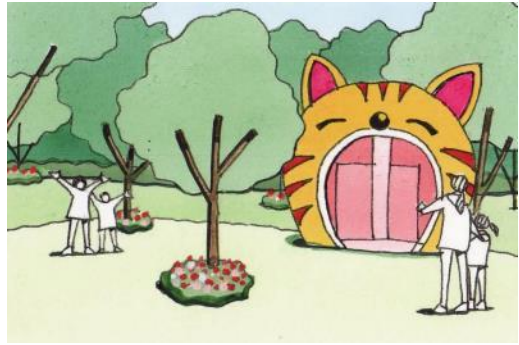
◆ NG 例

■ 園路に派手な色彩を施した例



公園では木々や草花などの自然の美しさが主役です。園路は、そうした美しさが引き立つよう、背景となる落ち着いた色彩や素材にすることが大切です。

■ 公衆トイレに安易なデザインを施した例



子供たちが喜ぶだろうなどと安易なデザインを行うと、一部のみにしか受け入れられない施設になってしまいます。周辺環境との調和や必然性を考えて、多くの人々に長く愛されるデザインが望まれます。

◆ 景観の魅力アップの工夫

■ こんもりと植える



緑や草花をこんもりと植えると、緑視率が増し、魅力的な空間ができるでしょう。

緑を植える場の、土の盛り方を考えてみましょう。

■ 心地よい居場所をつくる



眺めのよい木陰などを探し、座り心地の良い、木のベンチを置いてみましょう。

心地よい場所にあるくつろげるベンチは、暮らしのひと時を豊かにするでしょう。

■ やわらかな起伏をつくる



やわらかな起伏は、美しい空間を生み出し、アクティブな遊び場にもなるでしょう。

■ 大きく育つ木を植える



枝葉がのびのびと伸ばせる場所に、大きく育つ木を植えましょう。

大きな木はコミュニティを育み、世代を超えて地域の宝になるでしょう。

■ 施工段階

● 現場での景観配慮の調整

〈樹木の配置や向きについて〉

- ・ 樹木を植栽する場合は、ベンチや園路から美しい眺めが得られるよう、配置や向きを調整します。
- ・ 配置や向きは、樹形や枝ぶりを観察した上で、将来の成長や剪定も想定し、丁寧に調整します。

〈遊具等と緑の配置について〉

- ・ 遊具やベンチ等と植栽を近接して配置する場合は、樹木の生長を想定して、相互の配置を調整します。

〈土の起伏について〉

- ・ 地面や花壇等に起伏を設ける場合は、起伏のラインが美しく見えるよう、勾配や向きを調整します。

■ 維持管理段階

● 設計意図に基づく適切な維持管理

〈園路・公園施設等について〉

- ・ 園路や公園内施設等の改修や塗り替えを行う場合は、改めて周辺環境を観察し、当初の設計意図も考慮しながら、より望ましい景観となるようデザインを検討します。

〈樹木の剪定について〉

- ・ 樹木の成長により、景観資源への良好な眺望が損なわれないよう、あらかじめ配慮が必要な場所や樹木を特定しておき、適切に剪定等を行います。
- ・ 剪定は、樹木の生育や周辺への影響、維持管理の負担等に配慮しながら、できるだけ美しい樹形となるよう配慮します。

● 季節感に配慮した維持管理

- ・ 花が咲く草本類を植栽する場合は、多年草も活用し、維持管理の負担の軽減に配慮します。

● 市民等の関わりを考える

- ・ 緑の管理や公園・緑地の空間の活用について、市民の参加状況等を考慮しながら、その時々に合わせて適切に対応します。



5. 面的開発等*のデザインの進め方

※面的開発等とは、土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業用地造成事業、土地改良事業等を言い、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む。

(1) 面的開発等のデザインの基本事項

① デザイン全般の基本事項

● 地形の尊重と自然への影響の軽減

- ・ 地形の改変や過度な樹林伐採を極力抑えます。また、法面の出現等による景観の阻害を軽減するため、道路の線形や敷地の配置等を工夫し、必要最小限の造成にします。

● 周辺景観となじませるデザイン

- ・ 敷地の形状を周辺の地形にあわせたり、敷地周囲や計画地の外周部に緑地帯を設けたりするなど、周辺の自然景観や都市景観となじませます。

● 景観資源や眺めを大切にしたいデザイン

- ・ 良好な景観資源が事業地内にあるときは、資源をできるだけ保全するとともに、それらを活かしたデザインをします。
- ・ 眺望の対象となる景観資源があるときは、その資源への眺望が良好に得られるよう、道路の線形や公園等の配置をデザインします。

② 面的開発等関連施設等のデザインの基本事項

● 造成・基盤施設等

〈造成等〉

- ・ 長大な法面や擁壁が生じないよう、必要最小限の造成とします。
- ・ 擁壁を設ける場合は、できるだけ規模を小さく抑え、周辺環境に配慮した配置、規模、工法とします。
- ・ 造成法面の法肩部は、丸みをつける（ラウンディング）ことで、浸食防止や植生定着を促進するとともに、周辺の地形になじませます。

〈基盤施設等〉

- ・ 事業地全体のデザインの調和を図りながら、区域や路線ごとに街路樹や歩道舗装に変化を持たせるなど、魅力ある景観づくりに配慮します。
- ・ 電線電柱類は、可能であれば地中化します。
- ・ 調整池を設ける場合は、調整池内の修景や多目的利用、周囲の緑化等に配慮します。

● 植栽

〈外周部等植栽〉

- ・ 計画地の周辺に既存樹林や丘陵地がある場合は、その植生と調和する外周部の植栽を行います。
- ・ 外周部や敷地内の植栽は、在来種による植栽に努めます。
- ・ 植栽は、季節の移ろいを感じさせる花や実のなる樹種や紅葉するものなどを選定するよう努めます。

〈法面等緑化〉

- ・ 法面保護の地被類の植栽とともに、緩勾配法面や法肩付近への植栽等を行い、周辺の樹林や農地とのつながりに配慮します。
- ・ 擁壁等が発生する場合は、前面への植栽や表面を緑化するなど、周辺環境に調和するよう配慮します。

● 敷地内施設等
〈建築物等〉

- ・ 面的整備後の建築行為が、事業の目的に沿って良好に整備され、良好な景観形成が図られるよう、必要に応じて地区計画の制度等を活用しながら誘導します。

〈その他施設等〉

- ・ 電線類は、主要道路や敷地入口付近からの引き込みは避け、目立たない場所等から引き込むようにし、電柱や引き込み柱、電線類が目立たないように配慮します。

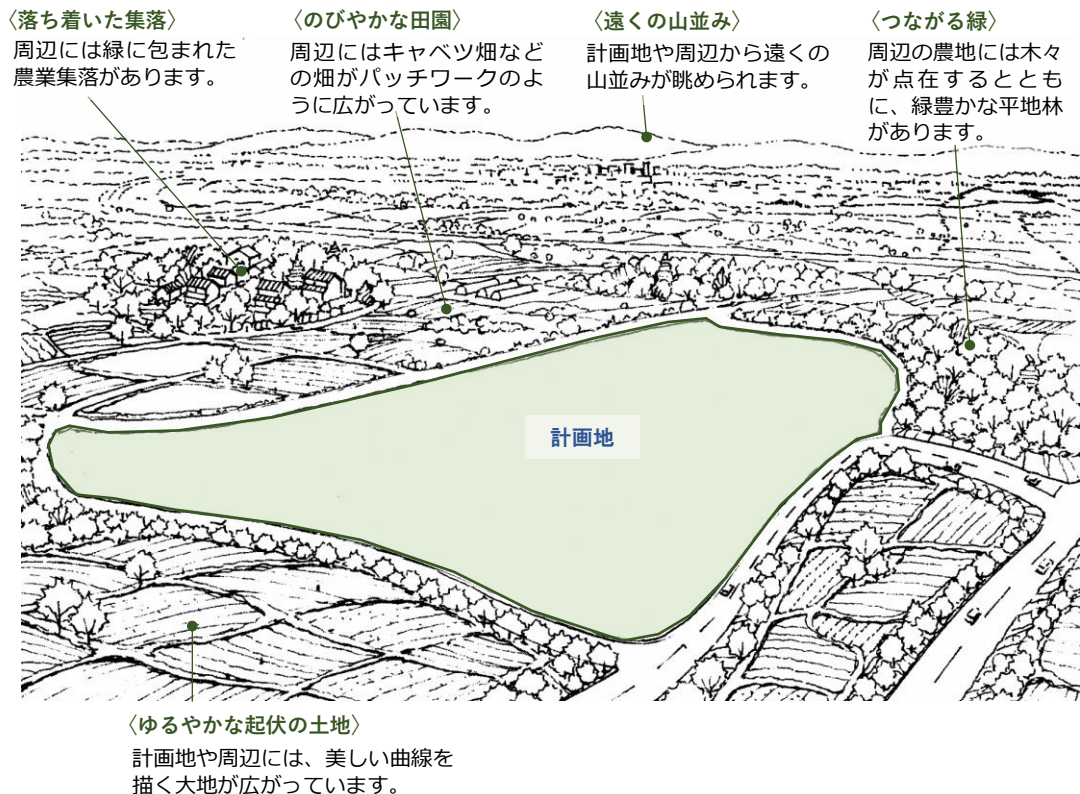


(2) 面的開発等のデザインの進め方の例（工業団地造成の例）

■ 構想・計画段階

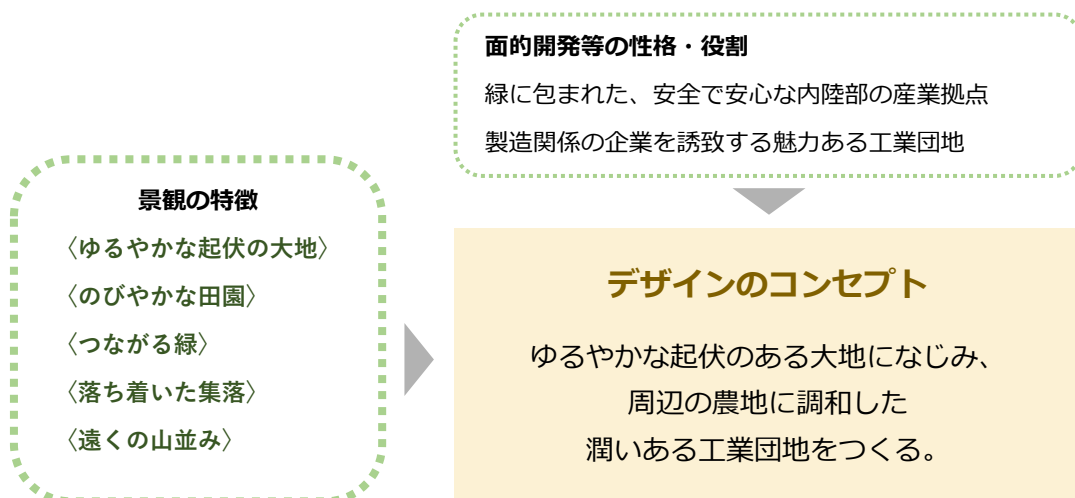
① 景観の特徴を読み取る

面的開発等の周辺はどのような景観の特徴がある場所なのでしょうか？地域の成り立ちを調べ、周辺を見渡しながらか景観の特徴を読み取ります。



② デザインのコンセプトを考える

①で読み取った景観の特徴を尊重し、その良さを活かすようにデザインのコンセプトを考えます。



■ 設計段階

① デザインのコンセプトを踏まえ、デザイン方針を考える

デザインコンセプトを踏まえて、デザイン方針を考え、細部のデザインを検討する準備をします。

デザインのコンセプト

ゆるやかな起伏のある大地になじみ、周辺の農地に調和した潤いある工業団地をつくる。

デザイン方針

1. ゆるやかな起伏を尊重して造成する。
2. のびやかな田園景観と落ち着いた集落の景観を保全する。
3. 周辺の緑とのつながりをもたせながら、緑に包まれた環境をつくる。

② 細部をデザインする

デザイン方針1～3に沿って、具体的なデザインを検討します。デザインのポイントは「第1章 景観づくりの基本的な考え方」を参考にしてください。

集落側には広い緩衝緑地帯を設け、落ち着いた集落の景観を保全します。

造成後の建築行為が、周辺景観に調和するよう誘導します。

造成地内や周辺の道路から遠くの山並みが眺められるよう配慮します。

造成地の外周を緑化し、周辺の緑と緩やかにつなげます。

生態系や景観上重要な樹林は、造成を行わず保全します。



緑は、生態系や周辺環境との調和に配慮し、自生種を植栽します。

自然の地形を尊重し、ゆるやかな起伏にあわせて造成します。

高低差は、法面による処理とし、地形になじませます。また、法面は緑化を行い、周辺の自然や農地に調和させます。

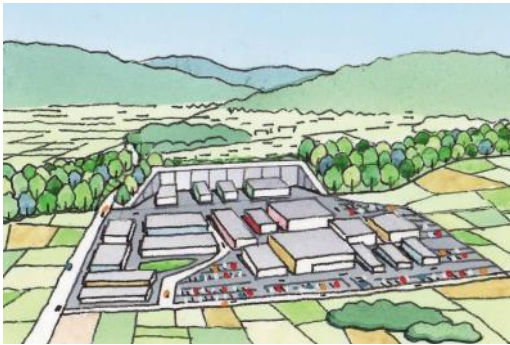
道路は地形に沿って整備します。

各敷地は、地形に沿った区画割とします。また、敷地周囲には緑地帯を設け、建築物が見えにくいようにします。

敷地内の舗装は、雨水の浸透性にも配慮して素材を選定します。

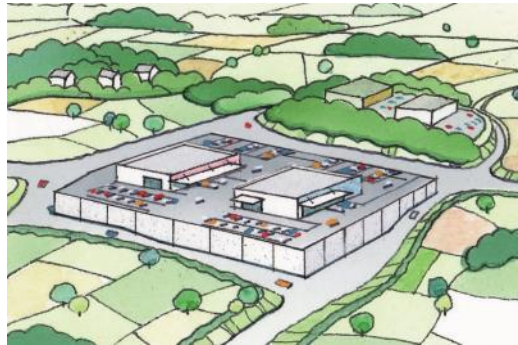
◆ NG 例

■ 斜面緑地を無視して造成した例



斜面緑地は、都市の骨格となる大切な景観資源です。緑のつながりや斜面の分断は、良好な眺めを大きく損ねてしまいます。

■ 地形を無視して直線的な開発を行った例



自然の起伏のある地域では、直線的な開発は、人工的で異質に見えます。やわらかなラインで、地形になじませる工夫が必要です。

◆ 景観の魅力アップの工夫

■ 1本の木で印象的な景観をつくる



土地改良（圃場整備）などの際に、既存の木や樹林を活かすことで、美しく印象的な景観が生まれ出せます。

■ ふるさとの資源や記憶を引き継ぐ



住み慣れた場所の景観は、住民にとって心のより所です。区画整理などで新しいまちをつくる時、ふるさとの資源や記憶を引き継ぎましょう。

■ フレキシブルな余白の空間をつくる



市街地整備の際に、自由に使えるゆとりの空間を設けましょう。人々の活動が芽生え、賑わいの景観が生まれ、新たな文化も育まれるでしょう。

■ 施工段階

● 現場での景観配慮の調整

〈樹木の配置や向きについて〉

- ・ 外周部に植栽を配置する場合は、敷地の外から美しい眺めが得られるよう、配置や向きを調整します。
- ・ 配置や向きは、樹形や枝ぶりを観察した上で、将来の成長や剪定も想定し、丁寧に調整します。

〈表土について〉

- ・ 造成工事を行う際に、現地の表土を一時保管し、造成後の植栽地の客土として活用することで、在来種による緑化が促進されるように努めます。

● 周辺の自然環境への配慮

- ・ 地形や自然の改変を伴う場合は、可能な範囲で自然の復元に努めます。

■ 維持管理段階

● 分譲後の適切な施設整備と維持管理

- ・ 工業団地を取得した企業は、造成の設計意図やエリアの特性に配慮して、建築物の建築や緑化等を行い、その後は、適切な維持管理をします。
(建築物に関する景観デザインの進め方は、別冊の「景観計画ガイドライン」を参考)
- ・ 緑については、周辺環境との調和を保つ上で特に重要なため、植栽した樹木を育成するとともに、枯損木の植え替えを行うなど、定期的な確認を行いながら、継続的に管理します。

6. 公共建築物のデザインの進め方

(1) 公共建築物のデザインの基本事項

① デザイン全般の基本事項

- **地域ごとの景観に調和した、長く愛されるデザイン**
 - ・ 公共建築物は、施設の立地や用途などに応じて、地域の景観に調和するよう丁寧にデザインするとともに、年月が経過しても飽きのこない、長く愛されるデザインとします。
- **周辺環境と調和する敷地のデザイン**
 - ・ 周辺環境が田園や自然の場合は、敷地まわりの緑化が大変重要です。また、都市部では、敷地内の緑化のあり方でまち並みの魅力が大きく変わります。周辺環境と調和し、地域の魅力が高まるよう敷地の空間をデザインします。

② 公共建築物関連施設等のデザインの基本事項

- **敷地**
 - ・ 敷地の選定は、建築物の規模や用途を考慮した上で、周辺環境に不調和とならない場所を選びます。
 - ・ 自然の地形の改変はできるだけ避け、高低差がある場合は法面による処理を基本とします。
- **建築物・工作物**
 - ・ 建築物・工作物の配置や形態・意匠等は、地域の成り立ちや周辺環境に調和したものとし、別冊の「景観計画ガイドライン」に沿ってデザインします。
- **植栽**
 - ・ 敷地内の緑化は、周辺環境に調和したものとし、別冊の「景観計画ガイドライン」に沿ってデザインします。
 - ・ 都市部における水と緑のネットワークを考慮し、在来種を活用するなど、生態系にも配慮した緑化を行います。
 - ・ 敷地の内外から良好な眺めが得られるよう、周辺の眺めを意識して、木々の配置を考えるとともに、季節の変化が感じられるようにします。
 - ・ 維持管理に配慮しながら、壁面や屋上の緑化を検討し、緑視率の高い、立体感のある植栽に努めます。
 - ・ 計画地に既存樹木がある場合は、それらを活かすように配慮します。
 - ・ 古木や大木を大切にするとともに、大きな木を育むように努めます。
- **その他**
 - ・ フェンスや防球ネットの色彩は、個別施設のデザイン基準（p80～81 参照）に基づくものとします。
 - ・ 照明灯や電線の引込柱の色彩は、個別施設のデザイン基準（P75～77 参照）を参考に配慮します。

(2) 公共建築物のデザインの進め方の例 (小学校の新築の例)

■ 構想・計画段階

① 景観の特徴を読み取る

公共建築物の周辺はどのような景観の特徴がある場所なのでしょうか？地域の成り立ちを調べ、周辺を見渡しながらか景観の特徴を読み取ります。

〈勾配屋根〉

集落の家々は勾配屋根がほとんどで、背景の山並みと調和しています。

〈落ち着いた集落〉

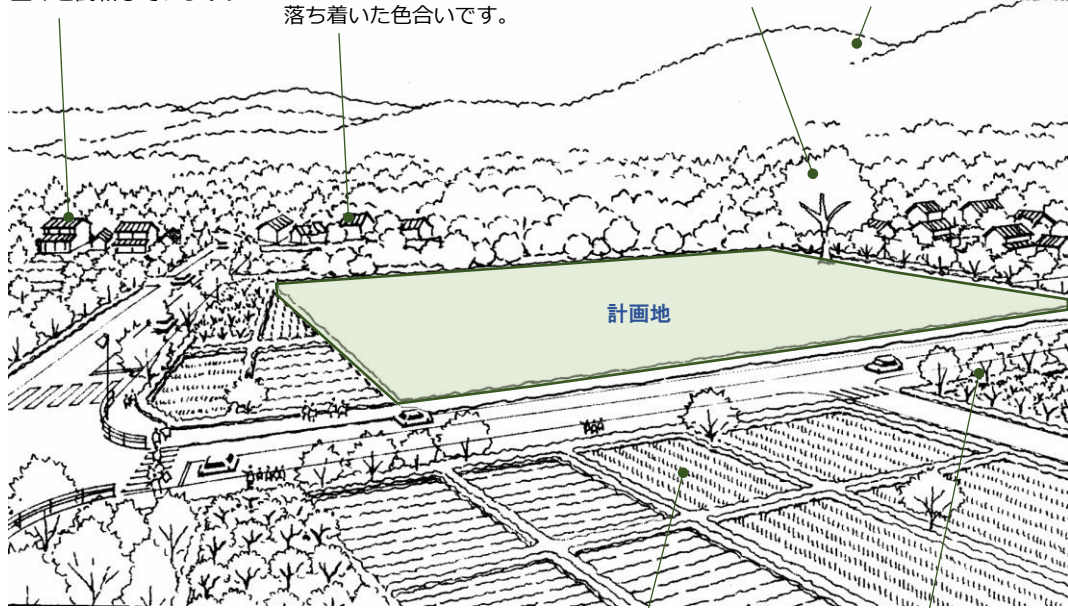
周辺には生垣や屋敷林に包まれた集落があります。家々の屋根や外壁は落ち着いた色合いです。

〈大きな木〉

敷地には大きな木があり、心地よい緑陰をつくりにしています。

〈東部丘陵の山並み〉

背後には東部丘陵の山並みがあり、やすらぎを感じます。



〈のどかな田園〉

周辺にはかき畑や水田などの田園が広がり、のどかな雰囲気があります。

〈季節を感じる木々〉

敷地周辺には、紅葉する木々があります。

② デザインのコンセプトを考える

①で読み取った景観の特徴を尊重し、その良さを活かすようにデザインのコンセプトを考えます。

景観の特徴

- 〈東部丘陵の山並み〉
- 〈落ち着いた集落〉
- 〈のどかな田園〉
- 〈季節を感じる木々〉
- 〈勾配屋根〉
- 〈大きな木〉

公共建築物の性格・役割 周辺の子どもたちが通う小学校
地域コミュニティの核となる施設

デザインのコンセプト

のどかな里山に調和した、
ぬくもりある学びの場をつくる。

■ 設計段階

① デザインのコンセプトを踏まえ、デザイン方針を考える

デザインコンセプトを踏まえて、デザイン方針を考え、細部のデザインを検討する準備をします。

デザインのコンセプト

のどかな里山に調和した、ぬくもりある学びの場をつくる。

デザイン方針

1. 東部丘陵の山並みや里山の集落に調和した、落ち着いた建物をつくる。
2. 里山集落のつくりに合わせて、緑に包まれた校庭をつくる。
3. 地域の人々に大切にされ、世代を超えて共有される思い出の場をつくる。

② 細部をデザインする

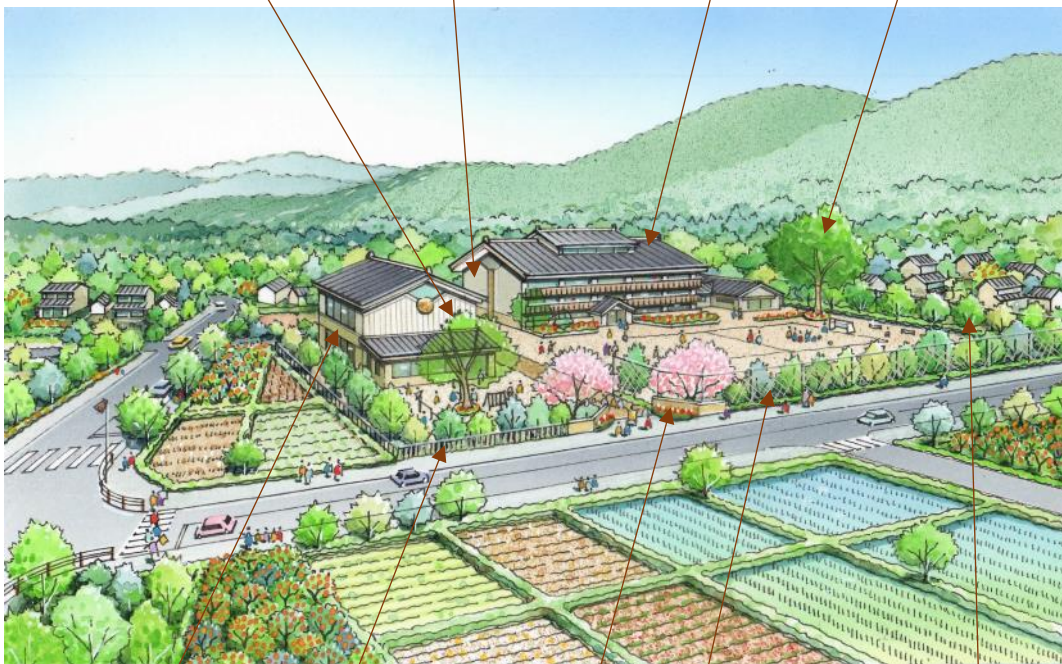
デザイン方針1～3に沿って、具体的なデザインを検討します。デザインのポイントは「第1章 景観づくりの基本的な考え方」を参考にしてください。

大きいのびのびと育つ木を植え、長い年月をかけて育むとともに、子供たちの遊びの場に心地よい木陰をつくります。

外壁は彩度を抑えたYR系の色彩とし、一部に木質系の複合材を用いて、周辺の集落や自然に調和させます。

屋根は、背景の山並みや周辺の集落に調和する勾配屋根とし、集落の瓦屋根に調和するグレー色とします。

大きな木は保全し、世代を超えて大切にされる地域の宝として育みます。



大規模な建築物は、外形や意匠、配色等の工夫で分節化を図り、周辺の集落や自然に調和させます。

背の低いフェンスは、周辺の自然に調和するブラウン色とします。

校門のまわりには花壇を設けるなど、子供たちを心地よく迎える空間をつくります。また、桜の木などの花木を植え、思い出の場となる空間をつくります。

背の高い防球ネットは、背景の山並みや敷地周囲の木々に調和するブラウン色とします。

敷地周囲は、既存の木々つながりをもちながら、季節を感じる植栽をし、緑に包まれた環境を創出します。

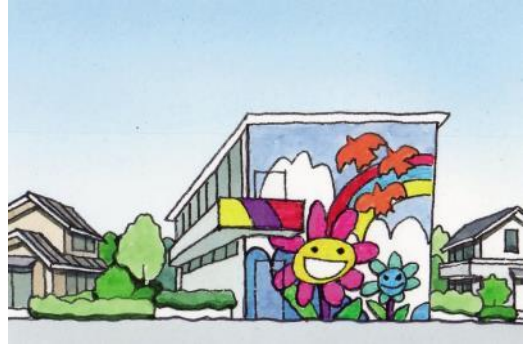
◆ NG 例

■ 奇抜な外観デザインとした公共建築物の例



公共建築は、景観づくりを先導する役割をもっています。周辺と異なる奇抜なデザインや具象的な表現は避け、地域の特性に調和した、質の高いデザインとしましょう。

■ 公共建築物に稚拙な絵を描いた例



絵は、まち並みのなかで目を引く存在となり、景観の秩序を損ねてしまうことが多い存在です。周辺環境や建物本体との調和、経年劣化など考え、安易に描かないようにしましょう。

◆ 景観の魅力アップの工夫

■ 10YR~2.5Y で調和を生み出す



外観の基調色は、自然環境や都市環境に調和する 10YR~2.5Y を中心に選びましょう。周辺景観との調和が高まり、緑が映える美しいまちが育まれるでしょう。

■ アクセントで全体を引き立てる



外観に小さな差し色を添えたり、建物周りに印象的な木を植えたりすることで、建物の魅力がぐっと増すでしょう。

■ 外構を丁寧にデザインする



建物にあわせて外構のデザインも丁寧に行いましょう。施設全体の魅力が増し、市民に親しまれ、大切にされる存在になるでしょう。

■ 郊外では緑の囲いをわすれない



里山や田園のエリアでは、緑が家々を包み込んでおり、落ち着いた景観を生み出しています。公共施設でも、敷地まわりの緑化を忘れず、周辺環境になじませましょう。

■ 施工段階

● 現場での景観配慮の調整

〈色彩について〉

- ・ 外壁の色彩を選定する場合は、現地に大版の色見本を複数並べ、周辺環境との調和を確認した上で決定します。複数の素材や色彩を組み合わせる場合も同様に行います。

〈樹木の配置や向きについて〉

- ・ 植栽を配置する場合は、主な視点場から美しい眺めが得られるよう、配置や向きを調整します。
- ・ 配置や向きは、樹形や枝ぶりを観察した上で、将来の成長や剪定も想定し、丁寧に調整します。

● 工事期間中の配慮

- ・ 工事の仮囲いは、周辺の景観と不調和にならないように色彩等を選択します。
- ・ 工事期間が長期に渡る場合は、仮囲いの緑化など、必要に応じて適切な対応をします。

■ 維持管理段階

● 計画的な維持管理

- ・ 施設保全計画等に基づく計画的な維持管理により、財政負担を軽減しながら建物の長寿命化を図るとともに環境負荷の低減に努めます。

● 設計意図に基づく適切な維持管理

- ・ 外観の改修や塗装を行う場合は、改めて周辺環境を観察し、当初の設計意図も考慮しながら、より望ましい景観デザインを検討します。



第3章

個別施設のデザイン基準

1. 個別施設のデザイン基準について

(1) この章の基準について

この章の基準は、景観計画に示した「景観配慮指針（景観形成基準）」に適合する標準的な配慮を示したものです。同じエリアでも、周辺環境が異なる場合があるため、基準の使用にあたっては、事前に周辺環境を十分に把握した上で、適切な項目を選択してください。

なお、景観上重要な場所の場合や、施設が特殊な形態等の場合は、景観配慮を個別に検討してください。

(2) 国のガイドライン等の活用について

国土交通省等が、各種景観形成ガイドライン（p102 参照）を公表しています。この章に掲載していない内容については、それらを積極的に活用し、良好な景観形成に努めてください。

(3) 現場での検討・確認について

色彩は、周辺環境や光の種類、面積の大小によって見え方が異なります。小さなサンプルによる室内での色彩検討は、失敗する場合があります。

あらかじめ候補色を複数案検討した上で、大判のサンプルを複数枚作成し、現地において周辺環境との調和度や、色の組み合わせのバランス、他の素材との相性などを確認し、慎重に決定するよう努めましょう。



■現地での色彩検討の風景：色彩を決める場合は、大判の色見本を現場に並べて、周辺環境との調和度等を確認することが望まれます。小さなサンプルや室内照明での検討は、見え方が異なるため、失敗する場合があります。



■現地での色彩検討の風景：複数の色彩や素材を組み合わせる場合は、全体のバランスを確認しながら、より慎重に検討しましょう。同じ色彩でも、組み合わせや周辺環境によって異なって見えるので、注意が必要です。

2. 横断歩道橋(色彩基準)

(1) 基本方針

横断歩道橋は、多くの人々の目に触れる幹線道路に設置されることが多く、市街地から郊外まで様々な環境の場所に設けられます。また、一般的な横断歩道橋は、鉄骨が露出し、無骨で重たい印象を与えます。

そこで、こうした横断歩道橋の塗装は、周辺環境に調和する色彩を選定するとともに、色の塗り分けにより圧迫感等の低減を図ることを基本とします。

なお、景観上重要な場所の場合や、施設が特殊な形態等の場合は、周辺環境を十分調査したうえで、景観配慮を個別に検討してください。

(2) 色彩基準

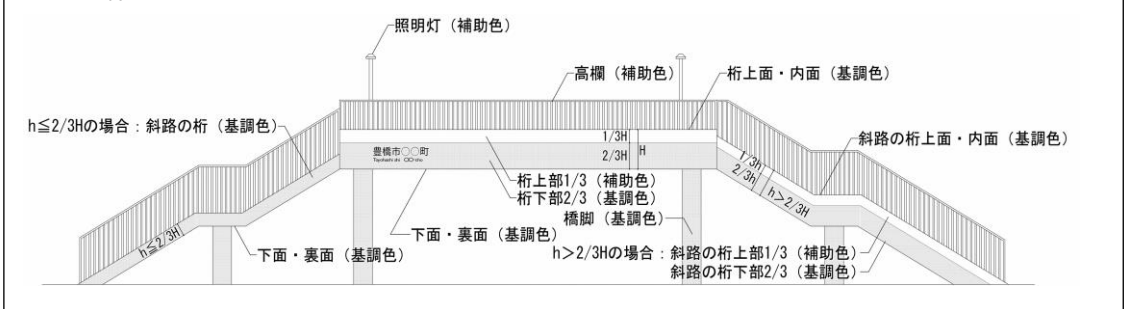
① 配色

部 位		配 色	備 考
高 欄		補助色	アルミの場合はステンカラーまたはシルバー
桁	外 面	上 1/3	補助色
		下 2/3	基調色
	内 面	斜路共	
	上 面	斜路共	
	下 面	斜路共	
裏 面		床版、斜路共	
橋 脚		排水管共	
蹴込板		斜路	



部 位		配 色	備 考
斜路の桁	外 面	$h > 2/3H$ の場合	上 1/3
		$h \leq 2/3H$ の場合	下 2/3
		基調色	

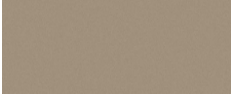
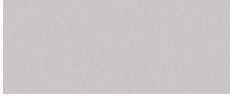
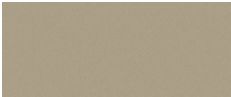
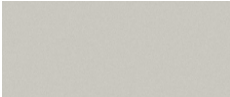
<標準配色参考図>



② 色彩

周辺環境に応じて、次表の色彩を選択します。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合や、大規模なもの、形態が特殊なものは個別に検討します。

周辺環境	基調色	補助色	備考
自然環境 (主に市街化調整区域) ・ 路面電車の通り	 10YR6/1	 2.5Y8/0.5	里山エリア、田園 エリア等
人工環境 (主に市街化区域)	 1.25Y6/1	 5Y8/0.5	住居系エリア、沿 道系エリア、商業 系エリア等

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

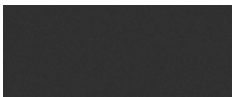
③ 目隠しパネル・斜路下フェンス

- ・高欄に目隠しパネルを取付ける場合は、原則として無色・半透明（すりガラス調）とします。
- ・斜路下にフェンスを設ける場合は、原則としてグレーベージュ（10YR6/1）とします。



④ 文字表示

- ・桁に町名や橋名等の表記が必要な場合はバランスよく配置し、文字寸法等は原則として下表によります。複数併記する場合は個別に検討します。
- ・その他、表記の基準はサインデザインマニュアルによります。
- ・ネーミングライツによる表記は別途協議とします。

言語	和文	英文	備考
文字寸法	200角	120角	桁の高さや視距離に応じて縮小や拡大可
書体	角ゴシック体 「ヒラギノ」W5	フルティガー	(ゴシック体)
色彩	 N1~N3		

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

⑤ 舗装

彩度の低い茶系色を基本とします。（設計時に左記の色彩がある仕様を検討します。）



3. 橋梁(河川に架かる橋梁の色彩基準)

(1) 基本方針

橋梁は、市街地から郊外まで様々な地域に設けられ、規模や形態が様々です。また、眺めの対象になることや、周辺を眺める視点場にもなります。

そこで、橋梁の塗装は、周辺環境と調和する色彩を選定することを基本とし、桁と高欄との配色バランス、高欄越しの眺めとの調和、接続する道路の防護柵との調和、といったことにも配慮して決めましょう。また、桁下に人が通る場合は、圧迫感の低減にも配慮しましょう。

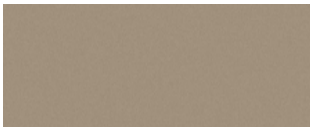
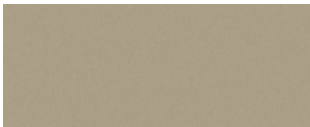
なお、景観上重要な場所の場合や、施設が特殊な形態等の場合、橋梁をランドマークとして演出する場合は、上記の点を十分考慮したうえで、個別に検討してください。

(2) 色彩基準

① 桁(鋼製の場合)

周辺環境に応じて、次表の色彩を選択します。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合、大規模なもの、形状が特殊なものは個別に検討します。

周辺環境	基調色	備考
自然環境 (主に市街化調整区域)	 10YR6/1	里山エリア、田園エリア等
人工環境 (主に市街化区域)	 1.25Y6/1	住居系エリア、沿道系エリア、商業系エリア等

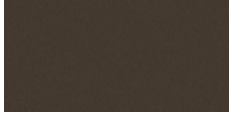
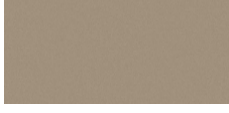
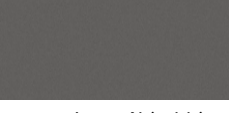
※ 色彩表示はマンセル値(見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。)

※ 桁高が高い歩道橋については、「1.横断歩道橋」の配色を参考とし、個別に検討します。

② 高欄

色彩は、「5. 防護柵(色彩基準)」との整合を図り、次表を標準とします。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合や、形態が特殊なものは個別に検討します。

設置地域	主な周辺環境	色 彩	備 考
一般	<ul style="list-style-type: none"> 山間部 田園地域 歴史的まち並み地域 都市部（下記以外） 	 10YR2/1 (ダークグリーン)	<ul style="list-style-type: none"> * 高欄（パイプ形式の防護柵）の基本色 * 塗装面が大きい高欄やフラットバーの縦格子状の高欄は、グレーベージュと比較検討
特別 (個別に調整)	<ul style="list-style-type: none"> 都市部（明るい周辺環境） 沿岸部（海や砂浜が背景となる場合） 	 10YR6/1 (グレーベージュ)	<ul style="list-style-type: none"> * 塗装面が大きい高欄（ガードレール等）の場合に有効
	<ul style="list-style-type: none"> 都市部（落ち着いた周辺環境） (都会的な雰囲気のある都心) 	 10YR3/0.2 (ダークグレー)	

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

※ 「設置地域」、「主な周辺環境」は目安のため、実際の周辺環境を十分に調査し、周辺の防護柵の色彩との調和等、基本方針の配慮点も考慮した上で適切な色彩を選択する。

(3) 整備事例



■ 塗り替え前 : 周辺の自然や農地のなかで青色が目立っている。



■ 塗り替え後 : 周辺の自然や農地になじむ景観になった。



■桁高が高い歩道橋の塗装例：横断歩道橋の色彩基準に準じた2色の配色で、スリムに見えるように配慮している。背景が堤防になるため、横断歩道橋の基準より明度を下げた色彩を選択している。(上部 10YR6.5/1 下部 10YR5/1)



■フラットバーの縦格子の高欄をダークブラウンで塗装した事例：フラットバーの幅やピッチによっては、高欄が壁に見える場合がある。その場合は、塗装色をグレーベージュにするなど、開放感を損ねないよう配慮することが望ましい。

4. 照明灯(色彩基準)

(1) 基本方針

照明灯は、道路や公園等に設置され、夜間の安全な通行や快適な空間の演出に必要です。そこで、次の方針に沿って景観配慮を行うことを基本とします。

- ・ 標識柱や信号柱、電柱等とできるだけ統合し、支柱の数を減らします。
- ・ 流行にとらわれないシンプルなデザインとし、周辺環境にふさわしい色彩とします。
- ・ 光は目的とする照明範囲外に照射しないものとします。
- ・ 光色は、視認性や経済性に配慮するとともに、設置環境の特性にふさわしいものとします。

(1) 色彩基準

① 光色

照明灯の光には、安全な通行と防犯という重要な役割があるとともに、光色によって景観に表情を与えることができます。設置環境に応じて次表の光色を標準とします。

設置地域	光色(色温度)	備考
一般	昼白色 (5000 K 程度)	—
特別 (個別に調整)	電球色 (2500~3500 K 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人が中心の落ち着いた環境を形成すべき場所 ・ 中心市街地など、景観整備で魅力ある環境を演出する場所 ・ 旧宿場町などで歴史的な環境を有する場所

※ 電球色(2500~3500 K 程度)はあたたかみがあり、人にとって心地よく、落ち着いた雰囲気を生み出すことができます。

※ 照らすものの色を自然な色彩で表現したい場合は、演色性(平均演色評価数 Ra)の高い光源を選びます。

※ スポーツ用途などで特に視認性を優先させる必要がある場合や、動植物へ配慮が必要な場合等は、光色や演色性等について、個別に検討します。

② 支柱・灯具

照明灯の支柱や灯具の色彩は、低彩度の色彩を基本とし、設置場所の周辺環境に応じて、次のなかから選択します。





なお、道路照明において、同一路線で周辺環境が断続的に変化する場合は、道路景観の連続性と周辺環境との調和を総合的に判断して選択します。

■ 一般地域

一般的な地域では、亜鉛メッキ地肌の色を標準とします。

ただし、歴史的な建造物がある場所や、緑豊かな場所、防護柵が特定の色彩を採用している場所等では、参考色も候補に加えて検討します。

また、建築物の敷地内では、建築デザインとの調和にも配慮して検討します。

設置地域	標準色	参考色		
一般	 N-6~7 亜鉛メッキ地肌	 10YR2/1 (ダークブラウン)	 10YR3/0.2 (ダークグレー)	 10YR6/1 (グレーベージュ)



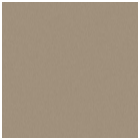
※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

※ 亜鉛メッキ地肌の代わりに、ステンレスやアルミを用いる場合は、素材のまま（無着色）を基本とし、着色する場合は、概ねN-6~7程度とします。

■ 特別地域

中心市街地や歴史的地区、公園・緑地等の特別な場所では、落ち着いた色彩を選択することとし、ダークブラウン（10YR2/1）とダークグレー（10YR3/0.2）を標準とします。

ただし、明るく開放的な通り等では、グレーベージュ（10YR6/1）も候補に加えて検討します。

設置環境	標準色		参考色	備考
特別 (個別に調整)	 10YR2/1 (ダークブラウン)	 10YR3/0.2 (ダークグレー)	 10YR6/1 (グレーベージュ)	中心市街地の景観形成地区や二川宿、公園・緑地等

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）



■ダークブラウンの照明灯



■グレーベージュの照明灯

5. 防護柵(色彩基準)

(1) 基本方針

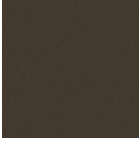
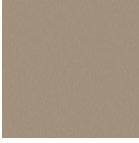
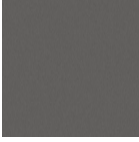
防護柵の景観配慮については、平成16年3月に「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」が国土交通省により策定（平成29年10月に「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」が策定）され、設置の判断や形状、色彩等の対応が示されています。

そこで、防護柵の景観配慮は、国土交通省のガイドラインに沿うことを基本とし、ここでは、具体的な色彩とその選択方法について定めています。

(2) 色彩基準

色彩は、上記のガイドラインとの整合を図り、次表を標準とします。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合や、形態が特殊なものは個別に検討します。

設置地域	主な周辺環境	色 彩	備 考
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部 ・田園地域 ・歴史的まち並み地域 ・都市部（下記以外） 	 10YR2/1 (ダークブラウン)	<ul style="list-style-type: none"> * 防護柵（パイプ形式）の基本色 * 塗装面が大きい場合はグレーページと比較検討
特別 (個別に調整)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部（明るい周辺環境） ・沿岸部（海や砂浜が背景となる場合） 	 10YR6/1 (グレーページ)	<ul style="list-style-type: none"> * 塗装面が大きい場合（ガードレール等）に有効
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部（落ち着いた周辺環境） （都会的な雰囲気のある都心） 	 10YR3/0.2 (ダークグレー)	<ul style="list-style-type: none"> * 通りのイメージづくりに有効

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

※ 「設置地域」、「主な周辺環境」は目安のため、実際の周辺環境を十分に調査した上で適切な色彩を選択します。

※ 一定区間が従前の基準（亜鉛メッキ地肌）で整備されている場合は、道路景観の連続性や周辺景観との調和を総合的に判断し、亜鉛メッキ地肌も候補に入れて色彩を選択します。

※ 既存の防護柵の一部を取り替える場合も、連続性や周辺との調和を総合的に判断して選択します。

※ 高い耐食性が求められる沿岸部等については、上記の基準によらず亜鉛メッキ地肌も候補とします。

※ 反射シートを貼る場合は、昼間の景観にも配慮し、シートの幅や色彩を検討し、赤や黄の太幅のものは必要最小限とします。

(3) 整備事例



■ダークブラウンの事例（一般的な都市部）



■グレーベージュの事例（明るい周辺環境の都市部）



■駅前の景観に合わせた防護柵の事例



■白いガードレールの一部取り換えの際に、グレーベージュ色を採用し、長期的な視点で調和を図った事例



■一般的な反射シートの事例



■支柱と同色の幅の広い反射シートの事例

6. フェンス・防球ネット(色彩基準)

(1) 基本方針


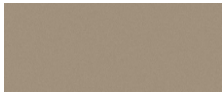



フェンス（網が金属製のものをいう）や防球ネット（網が繊維でできたのものをいう）は、主に公園や学校等の敷地を囲うように設けられます。

そこで、空間を分断しないよう存在感を抑えながら周辺環境に調和する色彩にすることを基本とします。また、背が高く遠方から見えるものは、背景となる空や山等に溶け込む色彩とします。

(2) 色彩基準

色彩は、次表を標準とします。

なお、周辺に文化財や社寺仏閣など重要な景観資源がある場合や、形態が特殊なものは個別に検討します。

高さ	設置環境	色 彩	
		フェンス（支柱及び網）、 防球ネット（支柱）	防球ネット（網）
低いもの	背景が豊かな緑の場合		ブラウン 又は ブラック
	背景がダーク系の建造物の場合	10YR2/1 (ダークブラウン)	
	背景が広場や明るめの建造物の場合		ライトグレー
高いもの	背景が空の場合	 	ライトグレー
	背景が豊かな緑（山など）の場合		ブラウン 又は ブラック

※ 色彩表示はマンセル値（見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。）

※ 「設置環境」は目安のため、実際の周辺環境を十分に調査した上で適切な色彩を選択します。

※ 防球ネット（網）の色彩は、支柱と同色の製品があれば、利用可能とします。

※ 緑色や白色は、原則使用しないようにします。

※ フェンスに目隠し用のメッシュシートを取り付ける場合は、フェンスに調和した色彩を採用します。



■ダークブラウンのフェンス



■グレーベージュのフェンス

7. 水管橋(色彩基準)

(1) 基本方針

水管橋は、景観のなかで主役になるものではないため、存在感を低減させ、周辺環境に溶け込む色彩にすることを基本とします。


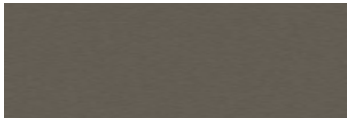
具体的な色彩の検討にあたっては、設置場所の環境(自然系河川かコンクリート水路か、近接する橋梁等の工作物はどのような色彩か、周辺環境は自然地域か田園地域か都市地域か)を把握し、それぞれの環境に最も調和する色彩を選定します。

また、文字等の情報の表示は、管理上必要なものに限ることとし、必要最小限の大きさとしします。

(2) 色彩基準

管の色彩は、設置場所の環境に調和したものを選定することとしますが、多くが橋梁の桁に沿って設置されるため、次表の基準により選定します。

なお、支持材や忍び返しなどの附属物の色彩も管と同色を基本とします。

管の設置状況		色 彩	備 考
橋梁の桁に沿って設置されるもの	無塗装のコンクリート桁	 5Y4. 0 / 1. 0	次の場合は、「公共事業色彩検討シート」を作成し選定する。 ・管径が太いなど、橋梁と比較して存在感が大きい場合 ・既存橋梁の色彩が周辺環境に不調和である場合
	鋼製桁	桁の色彩と同色	
河川や水路上に単独で設置されるもの		「公共事業色彩検討シート」(P105を参照)により選定	< 参 考 > 豊橋市上下水道局前の水管橋の色彩  2.5Y4.0/1.0

※ 色彩表示はマンセル値(見本色は印刷のため、実際の色とは異なる場合があります。)

※ 管がステンレス材の場合は、素材色のままとします。

※ 公衆から見えない管(橋梁の桁下内に設置される場合等)の色彩は、本基準によらないことができます。

※ 「公共事業色彩検討シート」により選定する場合は、複数の見本板(90cm角程度)を作成し、現地にて周辺環境との調和度を確認するよう努めます。

(3) 管理情報の表示基準

管理上必要となる詳細な情報は、台帳にて整理するものとし、現地への表示は次のとおり必要最小限のものとしします。

項目	内容	備考
表示内容	豊橋市上水道 R○、○塗装	特殊色を使用した場合は、必要に応じてマンセル値を表示する。
文字の大きさ	文字高30mm程度	管理上見えない場合は、必要最小限の大きさまで拡大できるものとする。
色彩	白または黒	判読しにくい場合は、他の色彩（彩度を抑えた色彩）にすることができる。
表示位置	管の端部など	管理者の判読性に配慮しつつ、景観上影響の少ない位置に表示する。

※ 工業用水等の区別が必要な場合は、管周に細い識別ラインを入れる等に対応します。



■ 改善前の水管橋（上下水道局前）



■ 管理情報の表示



■ 改善後の水管橋 色彩：2.5Y4.0/1.0（上下水道局前）



■改善前の水管橋：青い水管橋が自然景観のなかで目立っており、管の文字表示も必要以上に大きく、景観が煩雑に見えます。

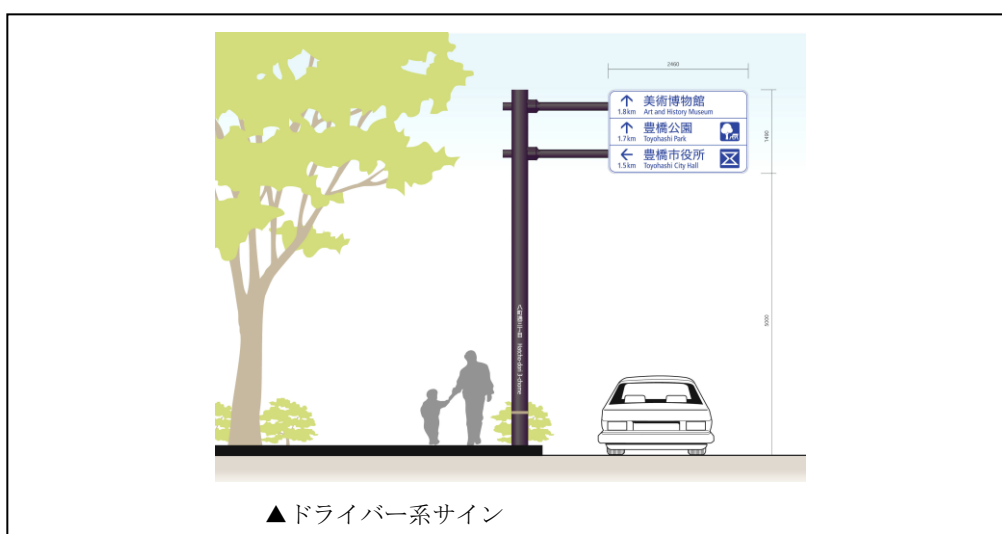
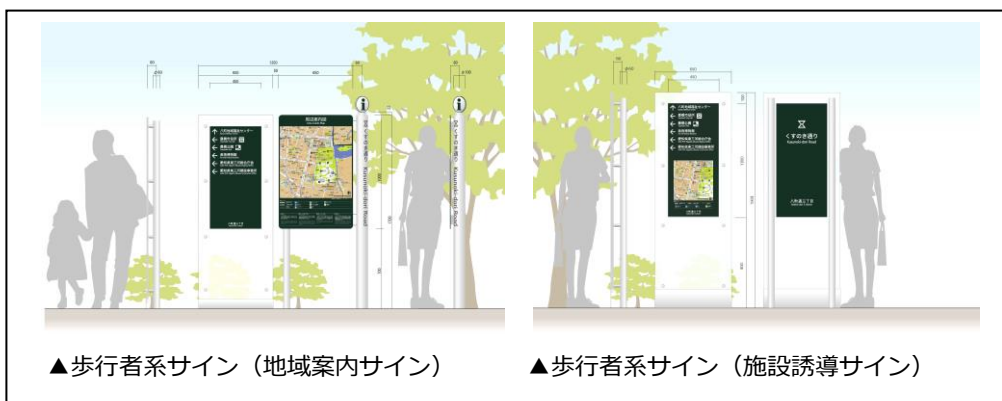


■改善後の水管橋：背後の橋梁の高欄も白色からダークブラウンになり、改善前と比較して人工物が目立ちにくくなっています。ひとつひとつの積み重ねで、暮らしの景観が向上していきます。

8. サイン

デザインの基準は、別冊「サインデザインマニュアル（平成 17 年 3 月：豊橋市）」によります。

■ 標準デザイン参考図



※ 支柱の色は、設置する周辺環境に調和した色彩を選択する。



■ 歩行者系サインの整備事例



■ 歩車兼用系サインの整備事例

第4章

通知制度等の概要

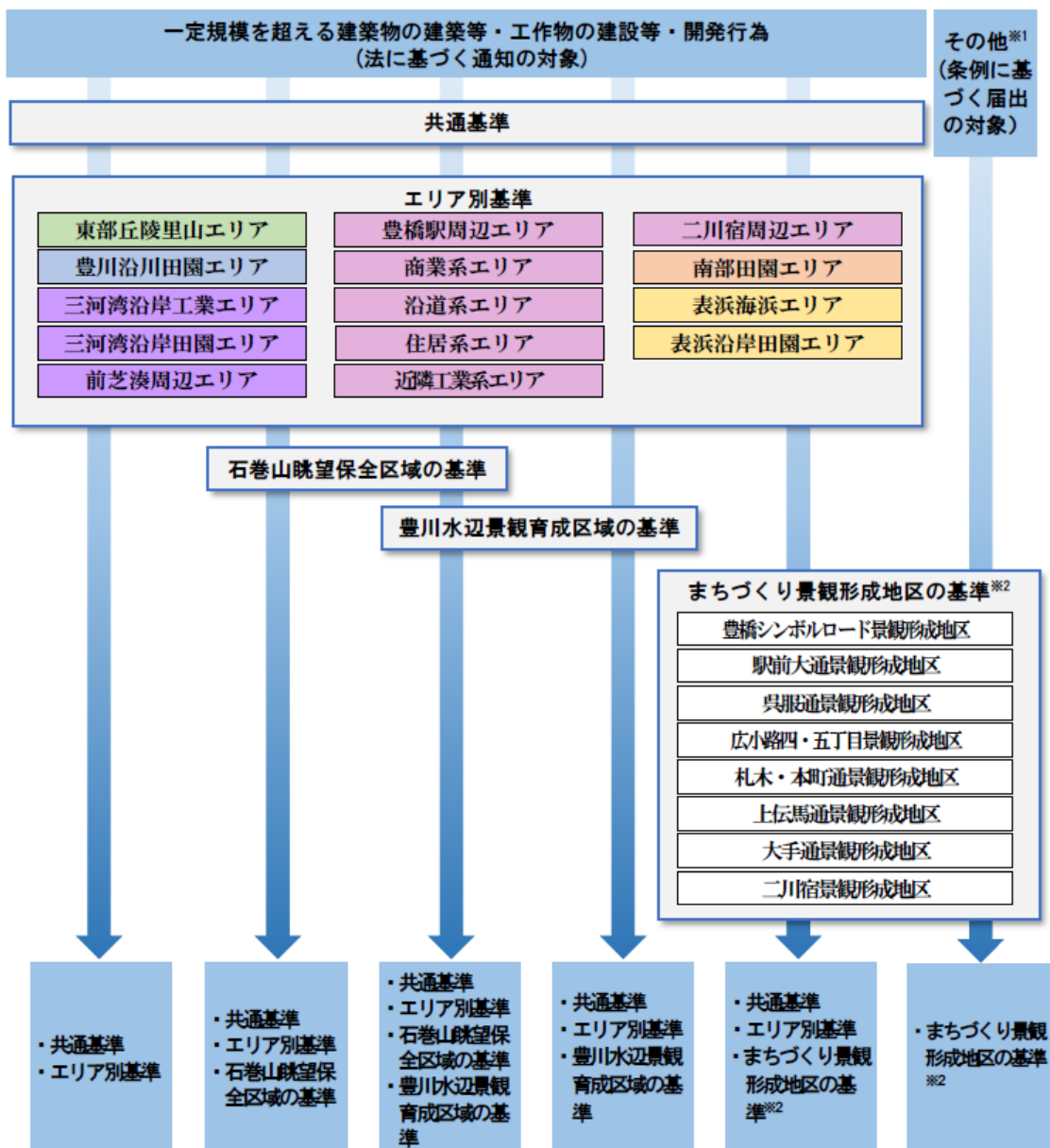
1. 事前相談と通知制度

景観計画では、民間が行う一定規模を超える建築物や工作物等の工事に際して、市長に対して条例に基づく事前協議と法に基づく届出が必要になっていますが、国・県・市が行う行為については、市長に対して事前相談と法に基づく通知が必要です。市長は必要に応じて、通知をした者に対し、景観計画に定めた景観形成基準に適合するよう協議を求めます。また、まちづくり景観形成地区においては、一定規模以下の建築行為等に対しても、条例に基づく届出を求め、良好な景観形成を誘導します。

(1) 通知制度と景観形成基準の概要

行為の規模や場所によって、手続きや景観形成基準が異なりますので、下図を参照に概要を把握してください。

■ 図 通知制度と景観形成基準のイメージ



※1：まちづくり景観形成地区内における行為で、法に基づく通知の対象にならない規模のものです。

※2：まちづくり景観形成地区の基準は、景観法に基づく行為の制限にいません。

2. 事前相談と通知の対象行為

(1) 事前相談と法に基づく通知の対象行為

① 事前相談と法に基づく通知の対象行為の種類

事前相談と法に基づく通知の対象行為の種類は、大きく次の3種類になります。

■ 建築物の建築等

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※景観計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

種類①	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く） ・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場その他の運動施設その他これらに類するもの ・風力発電施設その他これに類するもの ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの ・柵、塀その他これらに類するもの ・乗用エレベーター又はエスカレーターであって、観光のために用いられるもの ・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他の製造施設その他これらに類するもの ・サイロ、ガスタンクその他の貯蔵施設その他これらに類するもの ・粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの ・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの ・その他、市長が指定したもの
種類②	<ul style="list-style-type: none"> ・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの
種類③	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
種類④	<ul style="list-style-type: none"> ・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
種類⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの

■ 開発行為

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

② 事前相談と法に基づく通知の対象行為の規模

事前相談と法に基づく通知の対象行為の規模は、行為の場所によって異なります。行為の場所が景観計画のどのエリアになるか確認した上で下表により対象になるか確認してください。

■ 表 事前相談と法に基づく通知対象行為の規模

地域	エリア	建築物の建築等	工作物の建設等		開発行為
			種類①	種類②～⑤	
里山の景	東部丘陵里山エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m 超	種類②： 高さ 30m超 種類③： 太陽光パネル の合計面積 (計画総面積) 計 500 m ² 超 種類④： 高さ 10m超 種類⑤： 幅員 4m超又は 延長 10m 超	開発区域 5ha 超
川の景	豊川沿川田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		
港の景	三河湾沿岸工業エリア	高さ 15m 超又は 建築面積 3,000 m ² 超	高さ 15m 超		
	三河湾沿岸田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m超		
	前芝湊周辺エリア	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m超		
まちの景	豊橋駅周辺エリア	高さ 20m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m超		
	商業系エリア	高さ 20m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m超		
	沿道系エリア	高さ 15m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m超		
	住居系エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超		
	近隣工業系エリア	高さ 15m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m超		
	二川宿周辺エリア	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m超		
農の景	南部田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		
海の景	表浜海浜エリア	高さ 5m 超又は 建築面積 10 m ² 超	高さ 5m 超		
	表浜沿岸田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		

*工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが 5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものを含みます。

事前相談と通知の対象行為と、本ガイドラインにおける施設種別の対応は下表を参考にしてください。

本ガイドラインにおける施設種別 事前相談と通知の対象行為		道路	橋梁	河川・水路	公園・緑地	面的開発等	公共建築物
建築物	・建築基準法第2条第1号に規定する建築物				○	○	◎
工 作 物	・煙突						
	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種別②のものを除く）						
	・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場等の運動施設その他これらに類するもの				○		
	・風力発電施設その他これに類するもの						
	・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの				○		
	・彫像、記念碑その他これらに類するもの				○		
	・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの				○		
	・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの	○	○	◎	○	○	○
	・柵、塀その他これらに類するもの				○	○	○
	・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの						
	・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設				○		
	・アスファルト、コンクリート等の製造施設その他これらに類するもの						
	・サイロ、ガスタンク等の貯蔵施設その他これらに類するもの						
	・粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場等の処理施設その他これらに類するもの						
	・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの				○	○	○
種類②	・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの	○	○		○	○	○
種類③	・太陽光発電施設で土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの				○	○	○
種類④	・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの	◎					
種類⑤	・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの	○	◎		○		
開発行為	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為					◎	

◎：対応するもの

○：附属して建設される可能性のある主なもの

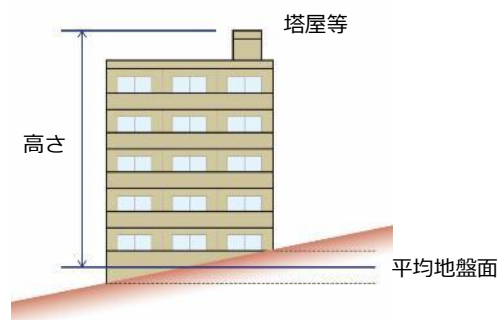
③ 対象行為についての解説

■ 建築物について

建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。また、当該建築物に附帯する工作物を含みます。

■ 建築物の高さの算定について

建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定に準じる。）からの高さとし、塔屋や屋上広告物等の屋上突出物も含めた高さとしします。



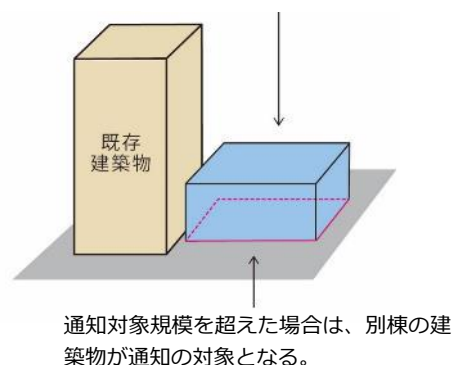
■ 同一敷地内の別棟の増築について

同一敷地において別棟で増築する場合は、増築する棟の規模で通知の対象を判断します。

通知の対象になった場合は、敷地に対して「増築」、棟に対しては「新築」として提出図書に記載します。

景観法に基づく行為の制限は、別棟で増築する建築物とその関連部分が対象となります。

別棟の増築は、その棟の規模が通知対象行為の規模を超えるかで判断する。



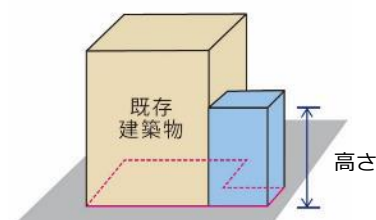
■ 既存建築物と同一棟となる増築について

同一敷地内で既存建築物と一体で増築する場合は、増築部分の規模により通知対象を判断します。

通知の対象となった場合は、敷地に対して「増築」、棟に対しても「増築」として提出図書に記載します。また、図面は、同一棟となる建築物全体の図書を提出してください。

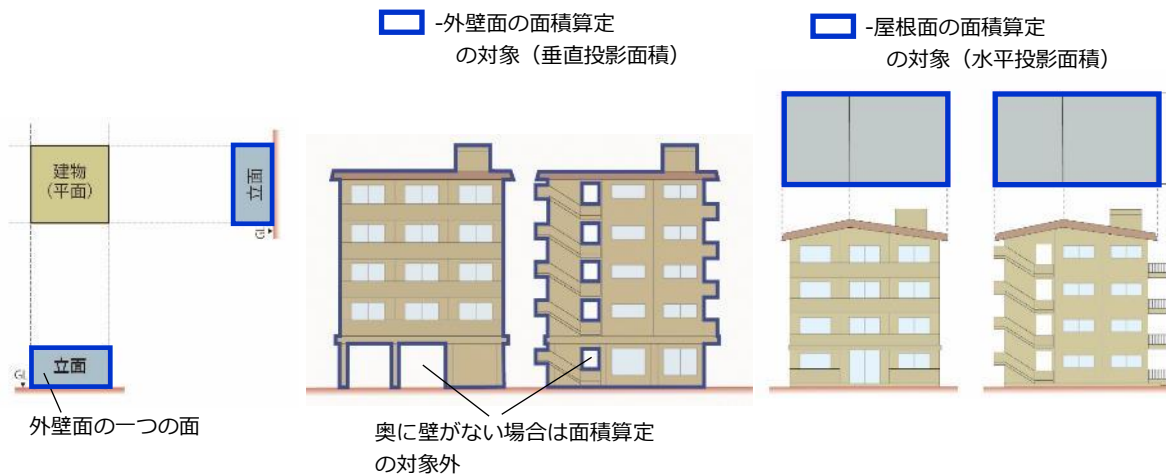
景観法に基づく行為の制限は、増築部分とその関連部分が対象となります。

同一棟の増築の場合は、増築部分の規模が通知の対象規模を超えるものが、通知が必要となる。



■ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について

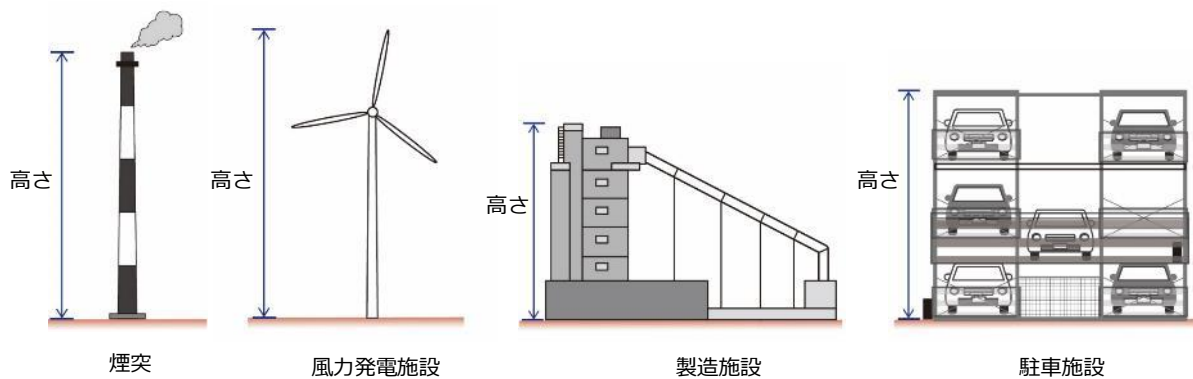
外壁面の一つの面又は屋根面（陸屋根は除く）において、変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。なお、既存と同色にする場合も対象とします。



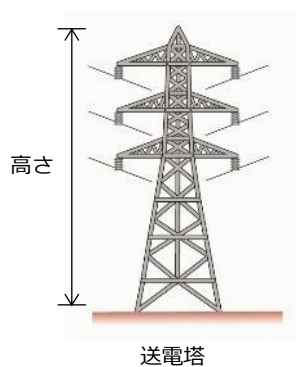
■ 工作物について

工作物は、5つの種類に分類しています。

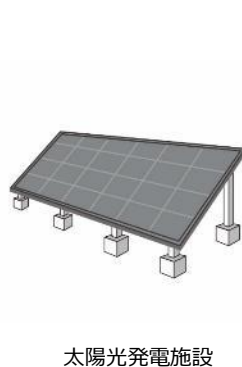
種類①の例



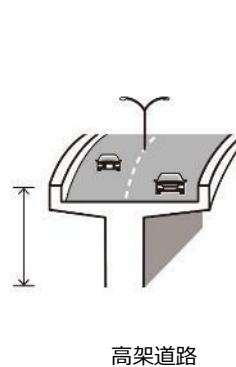
種類②の例



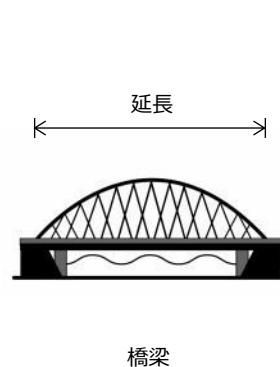
種類③の例



種類④の例

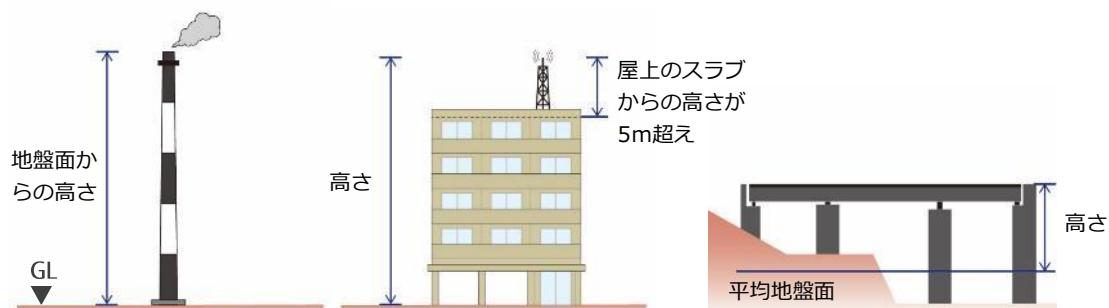


種類⑤の例



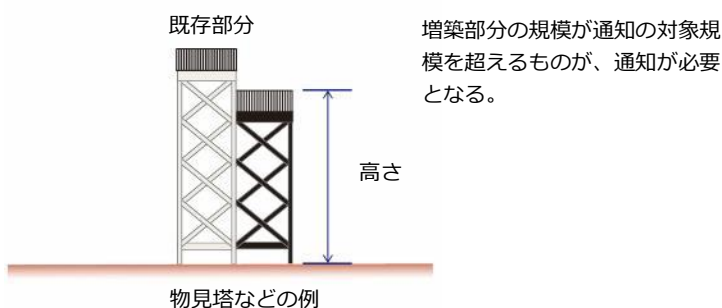
■ 工作物の高さ(種類①、②、④)について

工作物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定に準じる。）から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が表中の数値を超えるものを含みます。



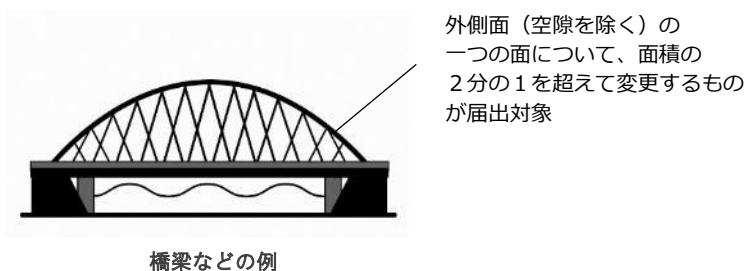
■ 工作物の増築について

基本的な考え方は、建築物の増築と同じです。既存工作物と一体で増築する場合は、増築部分の規模により通知対象を判断します。通知対象となった場合は、既存分部を含めた工作物全体の図面を提出してください。なお、小規模な附属設備の増設や取り換え等については、対象外です。



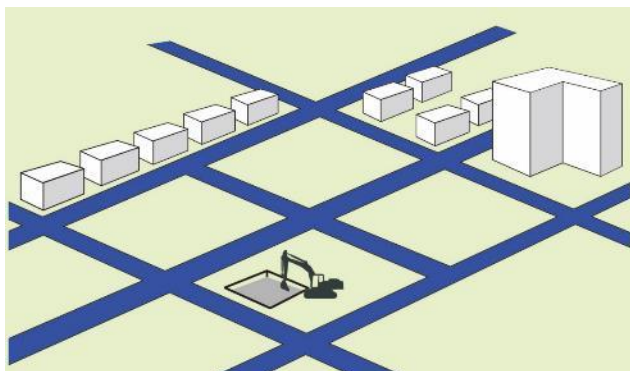
■ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について

基本的な考え方は、建築物の外観の変更と同じです。外側面の一つの面又は屋根面（陸屋根は除く）において、変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。なお、既存と同色にする場合も対象とします。



■ 開発行為について

開発行為は、都市計画法第4条第12項に規定するものです。



(2) まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

① 条例に基づく届出の対象行為の種類

■ 建築物の建築等

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 屋外広告物の表示等

- ・屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更

■ その他市長が必要と認めた行為

※なお、軽易な行為等は届出対象となりません。

② 条例に基づく届出の対象行為の規模

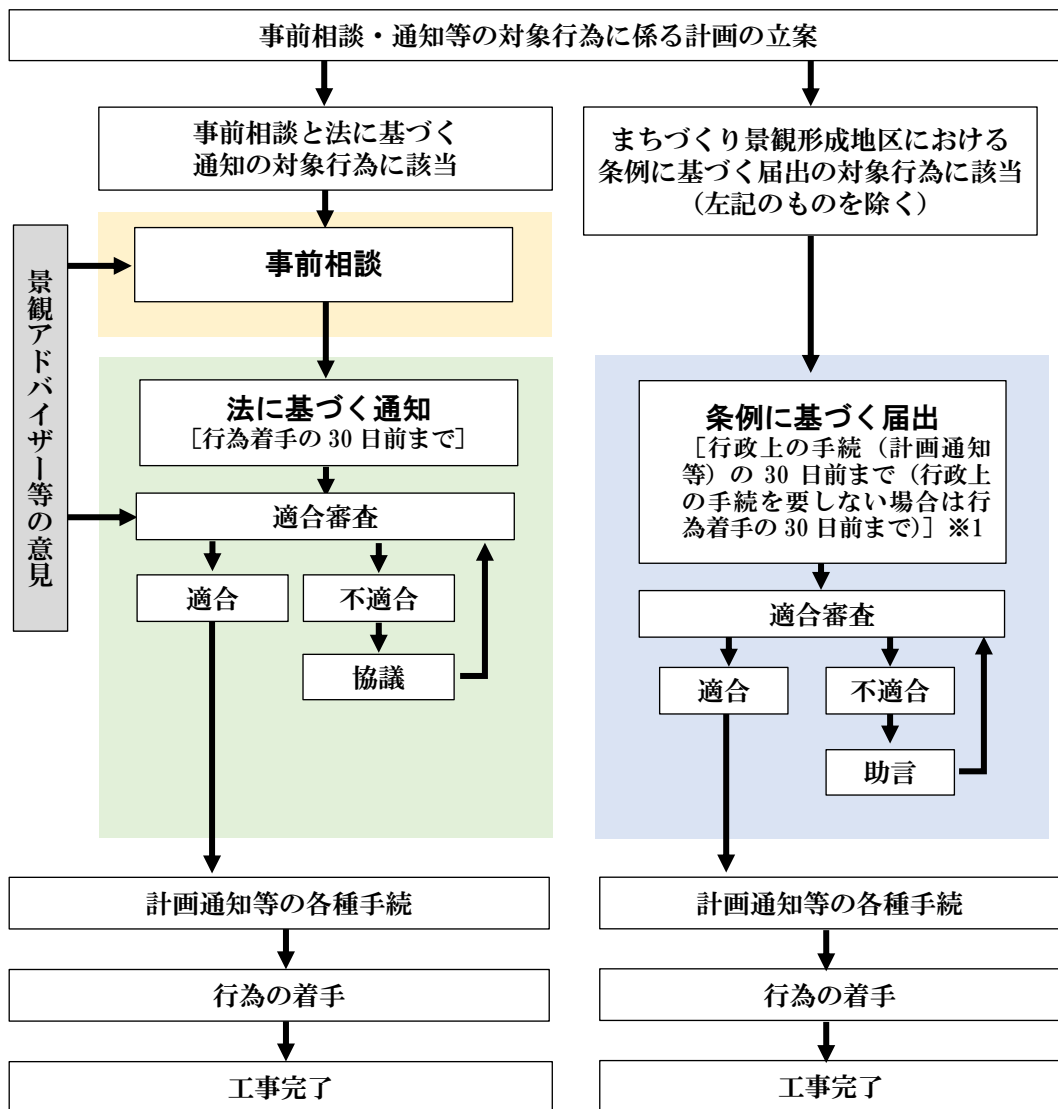
事前相談と法に基づく通知対象行為に該当する規模を除く、全ての規模。(まちづくり景観形成地区内において、事前相談と法に基づく通知対象規模に該当する行為を行う場合には、事前相談と法に基づく通知の手続きが必要です。)

3. 景観形成基準

景観形成基準は、景観計画第4章を確認してください。

4. 手続の流れ

事前相談と通知等が必要となる行為を行う場合には、以下の流れに従って手続きしてください。（民間が行う行為の場合は、条例に基づく事前協議と法に基づく届出が必要となり、下記の流れと異なります。）



※1：法に基づく通知の対象になる場合は、条例に基づく届出は省略できます。

※：都市の魅力を引き出すような斬新なデザインについては、景観アドバイザー等の意見を聴きながら慎重に対応します。

5. 提出図書

事前相談と通知等には、それぞれ以下の図書を提出してください。

① 事前相談と法に基づく通知の提出図書

■ 事前相談の提出図書

事前相談では、景観計画に定めた景観形成基準への適合について確認するとともに、つくり手側の創意工夫を活かしながらより良いデザインとなるよう調整を行います。

計画段階や基本設計の段階など、デザインの詳細が確定する前に相談をしてください。

	提出図書	備考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①事前相談書	
	②図面 ・位置図 ・基本計画図	・基本計画図は、配置、平面、立面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	
開発行為	①事前相談書	
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・基本計画図	・基本計画図は、造成等の平面、断面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	

■ 法に基づく通知の提出図書

法に基づく通知では、景観計画に定めた景観形成基準への適合を確認します。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要となることがありますのでご注意ください。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①景観計画区域内行為通知書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図 ・完成予想図	・立面図は着色し、マンセル値を記入
	③シミュレーション図 (石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合)	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	
開発行為	①景観計画区域内行為通知書	
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・計画図	
	③シミュレーション図 (石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合)	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	

② まちづくり景観形成地区の条例に基づく届出の提出図書

届出では、各景観形成地区の基準への適合を確認します。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要になることがありますのでご注意ください。

なお、届出前の任意の相談にも対応します。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図	・立面図はマンセル値を記入 ・完成予想図がある場合は添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
屋外広告物の表示等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・意匠図	・意匠図はマンセル値を記入
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真

參考資料

1. 国のガイドライン

国土交通省は平成 15 年に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、具体的な施策のひとつとして「分野ごとの景観形成ガイドラインの策定（①～⑩）」を掲げました。

このガイドラインは、事業担当各職員が事業執行の段階で活用するものとして、次のことを明確にかつ可能な限り網羅的に整理しています。

- ・ 基本的な視点や検討方法
- ・ 手続きの考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項
- ・ 意匠、色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考事項

また、中部地方整備局は平成 19 年に景観アドバイザー会議によって「未来を拓く中部の景観づくり」を取りまとめ、平成 27 年には同『実践編』や色彩検討の手引きの改定である「公共事業における色彩・デザイン指針（⑪）」を示しました。

そこで、本市の区域内で公共事業をおこなう場合においては、下記に掲げる指針等を良好な景観形成のために積極的に活用することとします。

■ 活用する景観形成の指針等

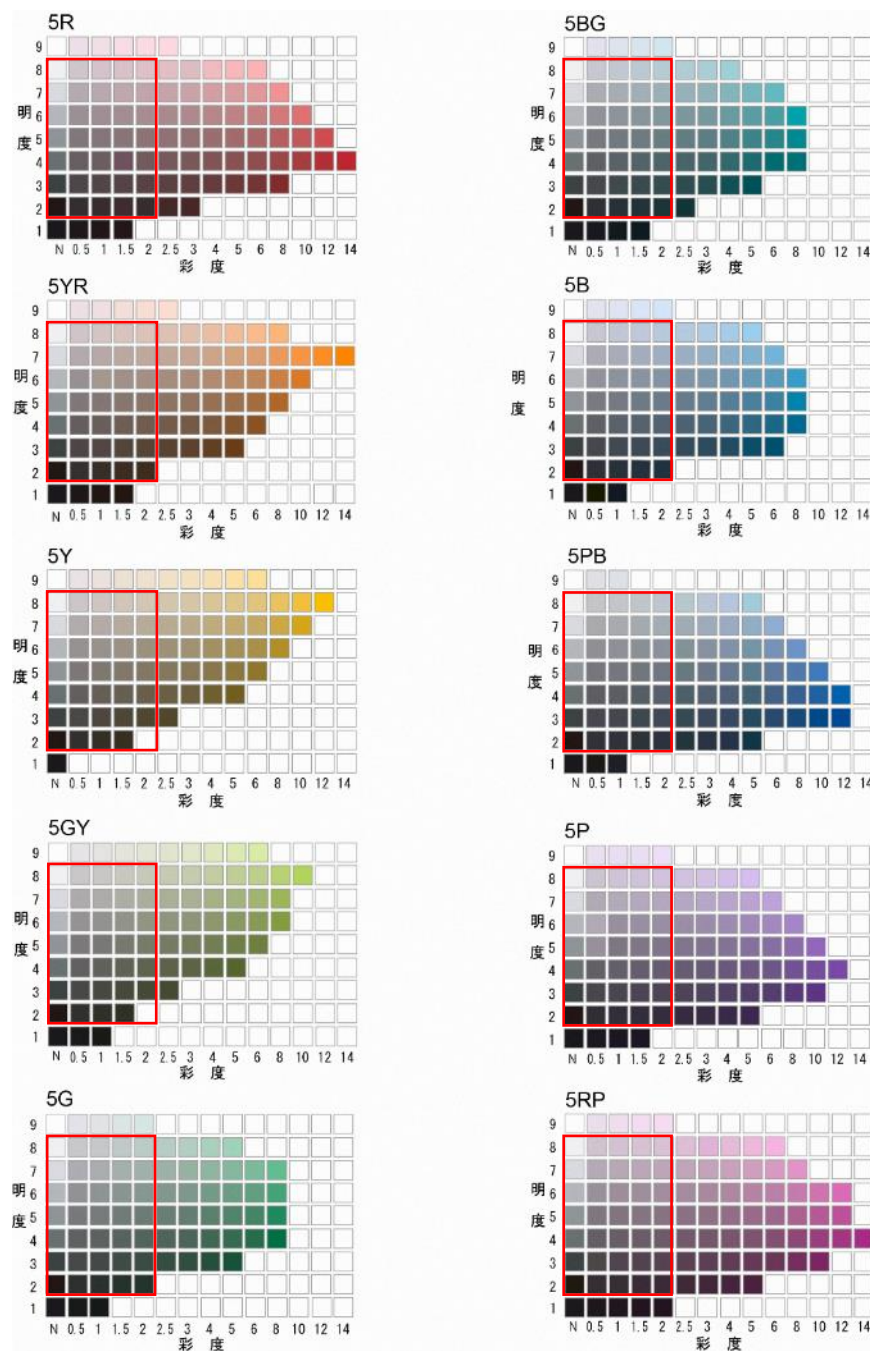
- ① 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン
- ② 航路標識整備事業景観形成ガイドライン
- ③ 港湾景観形成ガイドライン
- ④ 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン
- ⑤ 道路デザイン指針
- ⑥ 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
- ⑦ 海岸景観形成ガイドライン
- ⑧ 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
- ⑨ 砂防関係事業における景観形成ガイドライン
- ⑩ 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン
- ⑪ 公共事業における色彩・デザイン指針

2. 公共事業の推奨色

公共事業の推奨色は以下の通りです。施設の基調色（ベースカラー）は、この範囲で選択することを基本とします。なお、自然と調和しやすい色相（YR系、Y系）以外の色相を使用する場合は、慎重に検討する必要があります。

色相：すべて 明度：2～8程度の範囲 彩度：0～2程度の範囲

■ 図 公共事業の推奨色



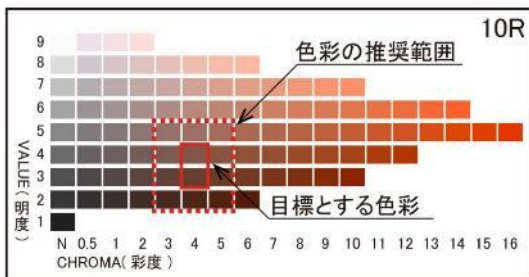
< 国のガイドラインの一例 >

■ カラー舗装の留意事項—「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」より

○ 赤色系

望ましい彩度は4程度まで落とした中間的な彩度とし、明度は3~4程度とすると、落ち着きのある色となり、交通安全施設としての視認性を保ちつつ、景観的に馴染む可能性がある。

また、歩車道区分で帯状に用いる場合には、幅を15cm程度まで狭めるなど、使用する面積を小さくすることにより、景観に与える影響を低減することができる。

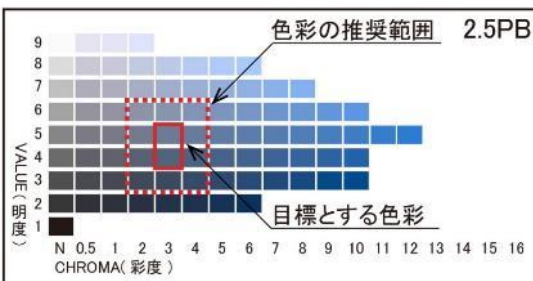


▲色相 10R の明度・彩度の選定範囲

○ 青色系

望ましい彩度は3程度の中間的な彩度とし、明度も4~5程度にすることにより、視認性を確保しながらも落ち着いた印象となり、景観的に馴染む可能性がある。

また、R系と同様に、使用する面積を小さくすることで景観に与える影響を低減することが必要である。

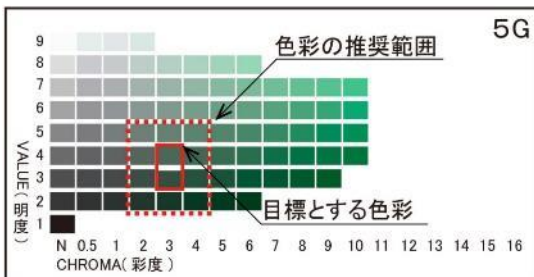


▲色相 2.5PB の明度・彩度の選定範囲

○ 緑色系

望ましい彩度は3程度の中間的な彩度とし、明度も3~4程度にすることにより、視認性を確保しながらも落ち着いた印象となり、景観的に馴染む可能性がある。

また、R系と同様に、使用する面積を小さくすることで景観に与える影響を軽減することが必要である。



▲色相 5G の明度・彩度の選定範囲

STEP 1		STEP 3		STEP 4		STEP 5	
担当課	担当者	樹形方針 (色相の方針)	マンセル値: マンセル値: マンセル値: マンセル値:	マンセル値: マンセル値: マンセル値: マンセル値:	マンセル値: マンセル値: マンセル値: マンセル値:	選定色	マンセル値: マンセル値: マンセル値: マンセル値:
事業種別	担当	色相の調整型・・・色相を周辺景観の基調色と±5°の範囲とする *良好な地景観を保全するため、施設を周辺景観に連立させる場合などに採用	<コメント>	<コメント>	<コメント>	*撮影: 年 月 日 時	<コメント>
事業名	河川	色の調整型・・・色相を周辺景観の基調色と±25°～43°の範囲とする *地域特徴を主体とし、施設の存在感を突出することなく景観全体を調和させる場合などに採用	候 補 色	候 補 色	候 補 色	色相サンプリングによる現場確認状況	
所在地	町	対応調整型・・・色相を周辺景観の基調色と±100°～180°の範囲とする *施設が地景観に不足する要素を補うことで、景観を向上させる場合などに採用 (後述が検討案)					
対象施設	規模・構造						
素材・仕上げ							
早稲田面の区域区分	早稲田面 区域区分						
周辺景観の状況	周辺景観の状況						
周辺景観の基調色	周辺景観の基調色						
現場写真	現場写真						

*本シートは、「公共事業における色彩・デザイン指針(中部地方整備局)」を基に、公共施設の主要な色彩を統一するために定めたものです。選定色は、基本的に「公共事業の標準色」の範囲によるものとします。

*公共事業の標準色・・・色相:すべて 明度:2～8程度の範囲 彩度:0～2程度の範囲

◆ 発行 : 豊橋市役所 都市計画部 都市計画課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

TEL : 0532-51-2615 FAX : 0532-56-5108

E-mail : toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp



豊橋市公共事業景観形成ガイドライン

令和3年4月